



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

目次 規則

- ▽新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則 [福祉局介護保険課] 2038
- ▽神戸市会計規則及び神戸市物品会計規則の一部を改正する規則 [市長室秘書課] 2040

訓令

- ▽神戸市長の権限に属する事務の専決規程等の一部を改正する訓令 [行財政局組織制度課] 2043

告示

- ▽認定特定非営利活動法人の代表者の氏名変更（特定非営利活動法人ローンボウルズ日本） [企画調整局つなぐラボ] 2117
- ▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等の件 [行財政局業務改革課] 2117
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（八多町柳谷自治会） [企画調整局つなぐラボ] 2117
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（大道星自治会） [企画調整局つなぐラボ] 2118
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（日下部城南自治会） [企画調整局つなぐラボ] 2119
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（多聞若葉台自治会） [企画調整局つなぐラボ] 2120
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（学が丘4丁目自治会） [企画調整局つなぐラボ] 2120
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（押部谷町木津自治会） [企画調整局つなぐラボ] 2121
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（神戸ローズタウン自治会） [企画調整局つなぐラボ] 2122

- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（ラビュー学園南小東台自治会） [企画調整局つなぐラボ] 2122
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（本多聞6丁目自治会） [企画調整局つなぐラボ] 2123
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（寺谷自治会） [企画調整局つなぐラボ] 2124
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（水谷南自治会） [企画調整局つなぐラボ] 2125
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（見山台自治会） [企画調整局つなぐラボ] 2125
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（ファミリータウン鈴蘭台自治会） [企画調整局つなぐラボ] 2125
- ▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等の件 [行財政局業務改革課] 2126
- ▽令和3年度 神戸市国民健康保険基礎賦課額の保険料率 [福祉局国保年金医療課] 2127
- ▽令和3年度 神戸市国民健康保険後期高齢者支援金等賦課額の保険料率 [福祉局国保年金医療課] 2127
- ▽令和3年度 神戸市国民健康保険介護納付金賦課額の保険料率 [福祉局国保年金医療課] 2127
- ▽土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定 [環境局環境保全指導課] 2128
- ▽臨時開館日について [文化スポーツ局博物館] 2129
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（舞多聞西風の丘クラブ） [企画調整局つなぐラボ] 2129
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（西脇自治会） [企画調整局つなぐラボ] 2130
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（西河原自治会） [企画調整局つなぐラボ] 2130

▽神戸市都市景観条例による景観形成重要建築物等の指定（山下家住宅） [都市局景観政策課]	2131	▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（ポートアイランド化学品上屋消防設備更新工事） [行財政局契約監理課]	2150
▽神戸市都市景観条例による景観形成重要建築物等の指定（稲葉家住宅） [都市局景観政策課]	2131	▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（番町住宅20号棟耐震及び外壁改修他工事） [行財政局契約監理課]	2152
▽神戸市都市景観条例による景観形成重要建築物等の指定（田中家住宅） [都市局景観政策課]	2132	▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西神住宅団地第二センターブリッジ架替工事） [行財政局契約監理課]	2155
▽神戸市都市景観条例による景観形成重要建築物等の指定（中川家住宅） [都市局景観政策課]	2132	▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（神戸総合運動公園中央橋伸縮装置取替工事） [行財政局契約監理課]	2157
▽補食給食食券代金の徴収業務委託 [教育委員会事務局学校支援部健康教育課]	2132	▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（鹿の子台小学校他2校空調設備改修工事） [行財政局契約監理課]	2160
▽生活保護法等による医療機関の指定 [福祉局保護課]	2133	▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（阪神深江駅前駐輪場整備工事） [行財政局契約監理課]	2162
▽生活保護法等による指定医療機関の名称の変更 [福祉局保護課]	2133	▽制限付一般競争入札による契約の締結（多聞南小学校長寿命化改修他工事） [行財政局契約監理課]	2164
▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課]	2134	▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（元町北会館（神戸幼稚園）受変電設備更新工事） [行財政局契約監理課]	2167
▽生活保護法等による施術者の指定 [福祉局保護課]	2134	▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（PC18 コンテナターミナル事務所他とりこわし工事（東エリア）） [行財政局契約監理課]	2169
▽生活保護法等による介護機関の指定 [福祉局保護課]	2135	▽簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結（メリケンパーク緑地改修工事） [行財政局契約監理課]	2171
▽生活保護法等による指定介護機関の名称の変更 [福祉局保護課]	2136	▽一般競争入札による特定調達契約の締結（神戸市役所本庁舎電気調達） [行財政局契約監理課]	2175
▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止 [福祉局保護課]	2136	▽一般競争入札による特定調達契約の締結（神戸市環境局布施畑環境センター破碎選別施設電気調達） [行財政局契約監理課]	2179
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 池上北28号線） [建設局道路管理課]	2137	▽一般競争入札による特定調達契約の締結（神戸市中央卸売市場本場電気調達） [行財政局契約監理課]	2183
▽道路法による道路の区域決定及び供用開始（市道 神出西18号線ほか） [建設局道路管理課]	2137	▽一般競争入札による特定調達契約の締結（神戸市西部処理場電気調達） [行財政局契約監理課]	2187
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 岩岡里40号線） [建設局道路管理課]	2141	▽一般競争入札による特定調達契約の締結（神戸市環境局港島クリーンセンター電気調達） [行財政局契約監理課]	2191
▽道路法による道路の廃止（県営土地改良事業神出地区内の第1-1工区内の従前の市道路線） [建設局道路管理課]	2142	▽一般競争入札による特定調達契約の締結（神戸市環境局西クリーンセンター電気調達） [行財政局契約監理課]	2195
▽道路法による道路の区域変更（県道 宝塚唐櫃線） [建設局道路管理課]	2142		
公 告			
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（深江駅前自転車駐車場管理事務所他整備電気設備工事） [行財政局契約監理課]	2143		
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（玉坂トンネル補修工事） [行財政局契約監理課]	2145		
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（外浜町2丁目地区他污水管改築更新工事（その2）） [行財政局契約監理課]	2147		

▽一般競争入札による特定調達契約の締結 (神戸市東部環境センター電気調達) [行財政局契約監理課]	2199	消 防 局	
▽一般競争入札による特定調達契約の締結(神戸市東灘・灘・中央・兵庫・長田・須磨・西区総合庁舎電気調達)[行財政局契約監理課]	2203		▽「消防長が定める延焼を防止するための措置が講じられているもの」の制定 [消防局予防部査察課] 2228
▽一般競争入札による特定調達契約の締結(神戸市課税システム機器更新端末機器等借上げ)[行財政局契約監理課]	2208	水 道 局	
▽一般競争入札による特定調達契約の締結(令和3年度神戸市立神港橋高等学校コンピュータシステム等借上げ) [行財政局契約監理課]	2212		▽一般競争入札による特定調達契約の締結(水道局インターネット開閉栓受付システム再構築業務)[水道局お客さまサービス課] 2228
▽一般競争入札による特定調達契約の締結(令和3年度神戸市立工業高等学校コンピュータシステム等借上げ) [行財政局契約監理課]	2216		▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(垂水(塩屋北町)配水管取替工事その3) [水道局配水課] 2233
▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(介護保険システム運用保守業務一式) [福祉局介護保険課]	2219		▽特定調達契約に係る随意契約による落札者の決定(管路情報管理システム整備業務及び給水設計台帳システム保守業務) [水道局配水課] 2236
▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(介護保険システム機種更新に係るシステム移行作業一式) [福祉局介護保険課]	2220	交 通 局	
▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(国民健康保険システム機器更改にともなう構築作業) [福祉局国保年金医療課]	2221		▽一般競争入札による特定調達契約の締結(軌道変位モニタリングシステム開発業務) [交通局経営企画課] 2236
▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(社会保障・税番号制度対応による福祉情報システム改修 令和3年度保守業務一式) [福祉局くらし支援課]	2222		▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(和田岬駅照明設備改修工事) [交通局経営企画課] 2240
▽開発行為に関する工事の完了(西区押部谷町) [都市局指導課]	2222	教 育 委 員 会	
▽開発行為に関する工事の完了(灘区篠原字伯母野山) [都市局指導課]	2223		▽神戸市就学援助規則の一部を改正する規則 [教育委員会事務局学校支援部健康教育課] 2244
▽都市公園の設置(頭谷西小公園) [建設局公園部管理課]	2223	人 事 委 員 会	
▽税込滞納システムの運用保守業務 [行財政局税務部税務課]	2223		▽神戸市職員採用試験(選考)案内 [人事委員会事務局任用課] 2245
▽課税システムの運用保守業務 [行財政局税務部税務課]	2224	監 査 委 員	
▽課税システムの次期機器更新業務 [行財政局税務部税務課]	2225		▽監査公表第3号 [監査事務局第1課] 2245
▽課税システムの再構築に係る要件定義等支援業務 [行財政局税務部税務課]	2226	訂 正	
▽開発行為に関する工事の完了(垂水区青山台5丁目) [都市局指導課]	2226		▽令和3年6月1日付け神戸市公報第3710号中 [監査事務局第1課] 2246
▽開発行為に関する工事の完了(神戸市須磨区菅の台3丁目14番1,14番5,14番6,14番7,14番8,14番9,14番10,竜が台5丁目15番15,16番,17番1,17番2,17番3,17番4,17番5,17番6の内6工区) [都市局指導課]	2227		

規 則

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第5号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則（令和2年6月規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由）</p> <p>第1条 神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）第33条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げる理由とする。</p> <p>(1) <u>病原体がベータコロナウイルス</u></p>	<p>（条例第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由）</p> <p>第1条 神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）第33条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げる理由とする。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別</u></p>

属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症

（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）により、世帯の生計を主として維持する者（次号において「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) [略]

附 則

1 [略]

（適用期間）

2 この規則の規定は、令和元年度分の保険料のうち令和2年2月1日から同年3月31日までの期間に係るもの並びに令和2年度分及び令和3年度分の保険料について適用する。

措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）により、世帯の生計を主として維持する者（次号において「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) [略]

附 則

1 [略]

（適用期間）

2 この規則の規定は、令和元年度分の保険料のうち令和2年2月1日から同年3月31日までの期間に係るもの及び令和2年度分の保険料について適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則第1条の規定は、令和3年2月13日から適用する。

神戸市会計規則及び神戸市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第6号

神戸市会計規則及び神戸市物品会計規則の一部を改正する規則

(会計規則の一部改正)

第1条 神戸市会計規則(昭和39年3月規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1(第2条,第3条,第19条関係)					別表第1(第2条,第3条,第19条関係)				
(1) 会計管理者の所管に係るもの					(1) 会計管理者の所管に係るもの				
組織	歳入徴収者	支出担当	前渡金管理者	審査出納員	組織	歳入徴収者	支出担当	前渡金管理者	審査出納員
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
市長室	[略]	[略]	[略]	[略]	危機管理室,	[略]	[略]	[略]	[略]
広報戦					略部,				
略部,					企画調				
危機管					整局デ				

理室， 企画調 整局デ ジタル 戦略部 及び福 祉局監 査指導 部					ジタル 戦略部 及び福 祉局監 査指導 部				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(2)～(5) [略]					(2)～(5) [略]				

(物品会計規則の一部改正)

第2条 神戸市物品会計規則（昭和39年3月規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前										
別表第1（第4条，第5条関係）	別表第1（第4条，第5条関係）										
(1) 会計管理者の所管に係るもの	(1) 会計管理者の所管に係るもの										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>物品出納員等，物</td> <td>物品出納員等及び物</td> <td>物品管</td> <td>そのほかに物品出</td> <td>物品出納員等及び物</td> </tr> </table>	物品出納員等，物	物品出納員等及び物	物品管	そのほかに物品出	物品出納員等及び物	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>物品出納員等，物</td> <td>物品出納員等及び物</td> <td>物品管</td> <td>そのほかに物品出</td> <td>物品出納員等及び物</td> </tr> </table>	物品出納員等，物	物品出納員等及び物	物品管	そのほかに物品出	物品出納員等及び物
物品出納員等，物	物品出納員等及び物	物品管	そのほかに物品出	物品出納員等及び物							
物品出納員等，物	物品出納員等及び物	物品管	そのほかに物品出	物品出納員等及び物							

品管理 者及び 物品管 理員を 置く場 所	品管理 員とな るべき 者	き者	納員等 及び物 品管理 員を置 かなけ ればな らない 場所	品管理 員とな るべき 者
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
市長室	[略]	[略]		
広報戦 略部、				
危機管 理室、				
企画調 整局デ ジタル 戦略部 及び福 祉局監 査指導 部				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2) [略]

品管理 者及び 物品管 理員を 置く場 所	品管理 員とな るべき 者	き者	納員等 及び物 品管理 員を置 かなけ ればな らない 場所	品管理 員とな るべき 者
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
危機管 理室、	[略]	[略]		
企画調 整局デ ジタル 戦略部 及び福 祉局監 査指導 部				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の神戸市会計規則及び神戸市物品会計規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。

訓 令 甲

訓令甲第4号

庁 中 一 般
 区 役 所
 事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年5月25日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程等の一部を改正する訓令
 (市長の権限に属する事務の専決規程の一部改正)

第1条 神戸市長の権限に属する事務の専決規程(平成31年3月訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(局長及び担当局長の専決事項) 第4条 [略] 局長及び担当局長共通専決事項 (1)～(9) [略] <u>(10) 契約の履行に当たり、当該契約に基づき本市が行う承諾その他の応答又はそれらを求める行為であって重要なものに関すること。</u> (11) [略] 企画調整局長専決事項</p>	<p>(局長及び担当局長の専決事項) 第4条 [略] 局長及び担当局長共通専決事項 (1)～(9) [略] (10) [略] 企画調整局長専決事項</p>

(1) [略]

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体の認可（第7条企画調整局担当課長（神戸市事務分掌規則第14条に規定する事務を所掌する担当課長に限る。）専決事項の項第1号エ及びオに規定するものを除く。）及びこれに伴う告示（同号アに規定するものを除く。）並びに認可の取消しに関する事。

(3) [略]

企画調整局医療・新産業本部長
専決事項

[略]

行財政局長専決事項

(1)～(11) [略]

行財政局担当局長専決事項

(1) 別表第1に定める特定担当局長の決裁区分に属する事項に関する事（予備費の使用又は契約事務手続規程（昭和39年5月訓令甲第6号）第2条に規定する経理契約（以下「経理契約」という。）に関する事項を所掌する担当局長に限る。）。

(2) 別表第2に定める行財政局担当局長の決裁区分に属する事項に関する事（予備費の使用又は経理契約に関する事項を所掌する担当局長に限る。）。

行財政局担当局長（資産活用担当）専決事項

(1) 別表第1に定める特定担当局長の決裁区分に属する事項に関する事。

(2) 別表第2に定める行財政局担当

(1) [略]

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体の認可（第7条企画調整局担当課長（神戸市事務分掌規則第13条に規定する事務を所掌する担当課長に限る。）専決事項の項第1号エ及びオに規定するものを除く。）及びこれに伴う告示（同号アに規定するものを除く。）並びに認可の取消しに関する事。

(3) [略]

企画調整局医療・新産業本部長
専決事項

[略]

行財政局長専決事項

(1)～(11) [略]

局長（資産活用担当）及び用地取得事務を所掌する担当局長の決裁区分に属する事項に関すること。

(3) 国土利用計画法の規定に基づく市長の意見，土地に関する権利の移転等の届出及び遊休土地に関する措置等同法の施行に関するものうち重要でない事項に関すること（都市局指導課長専決事項に係るものを除く。）。

(4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく土地等の譲渡予定価格の申出に対する審査及び意見のうち重要でない事項に関すること。

(5) 租税特別措置法の規定に基づく特定住宅用地譲渡の認定のうち重要でない事項に関すること。

文化スポーツ局長専決事項

(1)～(9) [略]

福祉局長専決事項

(1)～(17) [略]

健康局長専決事項

(1)～(11) [略]

(12) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に関すること（第7条健康局環境衛生課長専決事項の項第2号に規定するものを除く。）。

(13)～(16) [略]

(17) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に関すること（許可等の重要な事項に限る。）。

(18) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に関すること（許可等の重要な事項に限る。）。

(19)～(29) [略]

文化スポーツ局長専決事項

(1)～(9) [略]

福祉局長専決事項

(1)～(17) [略]

健康局長専決事項

(1)～(11) [略]

(12) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に関すること（第7条健康局生活衛生課長専決事項の項第2号に規定するものを除く。）。

(13)～(16) [略]

(17) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に関すること。

(18) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に関すること。

(19)～(29) [略]

(30) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第17条の規定による施設（食品衛生に係る施設に限る。）の認定，改善の求め，認定の取消し及び報告に関すること。

健康局担当局長（保健企画担当）専決事項

別表第2に定める用地取得事務を所掌する担当局長の決裁区分に属する事項に関すること。

こども家庭局長専決事項

(1)～(8) [略]

環境局長専決事項

(1)～(7) [略]

経済観光局長専決事項

(1)～(12) [略]

(30) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第17条の規定による施設（食品衛生法の適用を受ける施設に限る。）の認定，改善の求め，認定の取消し及び報告に関すること。

こども家庭局長専決事項

(1)～(8) [略]

環境局長専決事項

(1)～(7) [略]

経済観光局長専決事項

(1)～(12) [略]

(13) 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく次に掲げる事項に関すること（市街化調整区域に限る。）。

ア 第29条の許可及び第34条の2の協議のうち重要な事項

イ 第81条の規定による処分等

(14) 神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成29年4月条例第1号。以下この号において「条例」という。）に関する次に掲げる事項に関すること（市街化調整区域に限る。都市局長専決事項に属するものを除く。）。

ア 条例第13条の承認のうち重要な事項に関すること。

イ 条例第43条の規定による勧告及び公表のうち重要な事項に関すること。

建設局長専決事項

(1)～(25) [略]

建設局湾岸・広域幹線道路本部長専決事項

[略]

都市局長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）に関する次に掲げる事項

ア、イ [略]

(6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく次に掲げる事項に関すること。

ア 第29条の許可及び第34条の2の協議のうち重要な事項

イ 第81条の規定による処分等

(7) 神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成29年4月条例第1号。以下この号において「条例」という。）に関する次に掲げる事項に関すること（市街化区域及び土地区画整理事業施行地区に限る。）。

ア 条例第13条の承認のうち重要な事項に関すること。

イ 条例第43条の規定による勧告及び公表のうち重要な事項に関すること。

(8) [略]

都市局担当局長専決事項

別表第2に定める用地取得事務を所

建設局長専決事項

(1)～(25) [略]

建設局湾岸・広域幹線道路本部長専決事項

[略]

都市局長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）に関する次に掲げる事項

ア、イ [略]

ウ 空家及び空地の活用の促進に係るもの

(6) 都市計画法の規定に基づく次に掲げる事項に関すること（市街化区域に限る。）。

ア 第29条の許可及び第34条の2の協議のうち重要な事項

イ 第81条の規定による処分等

(7) 神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例（以下この号において「条例」という。）に関する次に掲げる事項に関すること。

ア 条例第13条の承認のうち重要な事項に関すること。

イ 条例第43条の規定による勧告及び公表のうち重要な事項に関すること。

(8) [略]

掌する担当局長の決裁区分に属する事項に関すること。

都市局都心再整備本部長専決事項

[略]

建築住宅局長専決事項

(1)～(10) [略]

建築住宅局担当局長（設備担当）専決事項

別表第1に定める特定担当局長の決裁区分に属する事項に関すること。

港湾局長専決事項

(1)～(5) [略]

港湾局担当局長専決事項

別表第1に定める特定担当局長の決裁区分に属する事項に関すること。

(副局長専決事項)

第5条 副局長の専決事項は、次のとおりとする。

副局長共通専決事項

(1)～(4) [略]

都市局副局長専決事項

[略]

港湾局副局長専決事項

別表第2に定める用地取得事務を所掌する副局長の決裁区分に属する事項に関すること。

(部長，担当部長及び室長の専決事

都市局都心再整備本部長専決事項

[略]

建築住宅局長専決事項

(1)～(10) [略]

港湾局長専決事項

(1)～(5) [略]

(副局長専決事項)

第5条 副局長の専決事項は、次のとおりとする。

副局長共通専決事項

(1)～(4) [略]

行財政局副局長専決事項

別表第2に定める行財政局副局長の決裁区分に属する事項に関すること

(予備費の使用又は契約事務手続規程（昭和39年5月訓令甲第6号）第2条に規定する経理契約（以下「経理契約」という。）に関する事項を所掌する副局長に限る。)

都市局副局長専決事項

[略]

(部長，担当部長及び室長の専決事

項)

第6条 [略]

部長，担当部長及び室長共通専決事項

(1)～(4) [略]

企画調整局医療・新産業本部新産業部長専決事項

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（令和2年3月条例第46号）に関すること。

行財政局税務部長専決事項

[略]

行財政局担当部長（市税徴収担当）専決事項

[略]

項)

第6条 [略]

部長，担当部長及び室長共通専決事項

(1)～(4) [略]

企画調整局医療・新産業本部新産業部長専決事項

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（令和2年3月条例第46号）に関すること。

行財政局担当部長（資産活用担当）専決事項

(1) 別表第2に定める行財政局担当部長（資産活用担当）及び用地取得事務を所掌する担当部長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) 国土利用計画法の規定に基づく市長の意見，土地に関する権利の移転等の届出，遊休土地に関する措置等同法の施行に関するものうち重要でない事項に関すること（都市局指導課長専決事項に係るものを除く。）。

(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく土地等の譲渡予定価額の申出に対する審査及び意見のうち重要でない事項に関すること。

(4) 租税特別措置法の規定に基づく特定住宅用地譲渡の認定のうち重要でない事項に関すること。

行財政局税務部長専決事項

[略]

行財政局担当部長（市税徴収担当）専決事項

[略]

福祉局担当部長（生活福祉担

福祉局監査指導部長専決事項

(1)～(9) [略]

環境局環境保全部長専決事項

(1)～(3) [略]

建設局担当部長（防災担当）専決事項

(1)～(4) [略]

建設局下水道部長専決事項

(1)～(5) [略]

建設局公園部長専決事項

(1)～(3) [略]

都市局都心再整備本部都心再整備部長専決事項

[略]

当) 専決事項(1) 生活保護法第41条第5項に規定する認可に関すること。(2) 生活困窮者自立支援法第10条に規定する生活困窮者就労訓練事業の認定に関すること。

福祉局監査指導部長専決事項

(1)～(9) [略]

環境局環境保全部長専決事項

(1)～(3) [略]

建設局担当部長（防災担当）専決事項

(1)～(4) [略]

建設局下水道部長専決事項

(1)～(5) [略]

建設局公園部長専決事項

(1)～(3) [略]

都市局都心再整備本部都心再整備部長専決事項

[略]

都市局市街地整備部長専決事項(1) 別表第2に定める用地取得事務を所掌する部長及び市街地整備部長の決裁区分に属する事項に関すること。(2) 土地区画整理法の規定による認可及び監督のうち重要でない事項に関すること。(3) 神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例（以下この号において「条例」という。）に関する次に掲げる事項に関すること（土地区画整理事業施行地区に限る。）。ア 条例第13条の承認のうち重要でない事項に関すること。イ 条例第14条の承認に関するこ

都市局担当部長（新都市事業担当）専決事項

別表第2に定める用地取得事務を所掌する担当部長及び都市局担当部長（新都市事業担当）の決裁区分に属する事項に関すること。

都市局担当部長（新都市整備担当）専決事項

(1)～(2) [略]

建築住宅局建築指導部長専決事項

(1)～(9) [略]

港湾局担当部長（工務・防災担当）専決事項

(1), (2) [略]

会計室長専決事項

(1)～(3) [略]

（課長，担当課長，課内室長及び課内所長の専決事項）

第7条 [略]

課長，担当課長，課内室長及び課内所長共通専決事項

(1)～(11) [略]

(12) 契約の履行に当たり，当該契約に基づき本市が行う承諾その他の応答又はそれらを求める行為であって軽易なものに関する

と。

ウ 条例第31条の規定による開発承認及び変更承認の取消しに関すること。

都市局新都市事業部長専決事項

別表第2に定める用地取得事務を所掌する部長及び都市局新都市事業部長の決裁区分に属する事項に関すること。

都市局担当部長（新都市整備担当）専決事項

(1)～(2) [略]

建築住宅局建築指導部長専決事項

(1)～(9) [略]

港湾局担当部長（経営担当）専決事項

別表第2に定める用地取得事務を所掌する担当部長の決裁区分に属する事項に関すること。

港湾局担当部長（工務・防災担当）専決事項

(1), (2) [略]

会計室長専決事項

(1)～(3) [略]

（課長，担当課長，課内室長及び課内所長の専決事項）

第7条 [略]

課長，担当課長，課内室長及び課内所長共通専決事項

(1)～(11) [略]

こと。

(13) 職員に対する児童手当の認定及び支給に関すること（総務事務センターの所管に属するものを除く。）。

(14) [略]

危機管理室担当課長（総務担当）専決事項

[略]

企画調整局企画課長専決事項

[略]

企画調整局担当課長（神戸市事務分掌規則第14条に規定する事務を所掌する担当課長に限る。）専決事項

(1)～(3) [略]

行財政局担当課長（総務・文書改革担当）専決事項

[略]

行財政局住民課長専決事項

[略]

行財政局法務支援課長専決事項

(1) [略]

(2) 条例，規則及び訓令甲の審査及び意見に係る軽易な事項に関すること。

(3) [略]

行財政局行政管理課長専決事項
審査請求に係る軽易な事項に関すること（市長が審査庁である場合に係るものに限る。）。

行財政局人事課長専決事項

[略]

(12) [略]

危機管理室担当課長（総務担当）専決事項

[略]

企画調整局企画課長専決事項

[略]

企画調整局担当課長（神戸市事務分掌規則第13条に規定する事務を所掌する担当課長に限る。）専決事項

(1)～(3) [略]

行財政局担当課長（総務・文書改革担当）専決事項

[略]

行財政局住民課長専決事項

[略]

行財政局法務支援課長専決事項

(1) [略]

(2) 条例，規則，訓令甲その他重要文書案の審査及び意見に係る軽易な事項に関すること。

(3) [略]

(4) 審査請求に係る軽易な事項に関すること（市長が審査庁である場合に係るものに限る。）。

行財政局人事課長専決事項

[略]

行財政局給与課長専決事項

[略]

行財政局厚生課長専決事項

[略]

行財政局総務事務センター長専決事項

(1) [略]

(2) 職員に対する児童手当の認定及び支給に関すること（ただし、会計年度任用職員のうち、勤務時間が短い者を除く。）。

行財政局財務課長専決事項

(1), (2) [略]

(3) 市債の元利金並びに市債の発行及び償還に係る手数料の支出に関すること。

(4) 一時借入金の借入れ、償還及び利息の支払に関すること。

(5) 現金の金額、預金先、預金種別その他の現金の運用案の作成に関すること。

行財政局契約監理課長専決事項

(1)～(3) [略]

行財政局資産活用課長専決事項

(1)～(5) [略]

行財政局税務部市民税課長専決

行財政局給与課長専決事項

[略]

行財政局厚生課長専決事項

[略]

行財政局総務事務センター長専決事項

(1) [略]

(2) 職員に対する児童手当の認定及び支給に関すること。

行財政局財務課長専決事項

(1), (2) [略]

行財政局担当課長（資金・制度担当）専決事項

(1) 市債の元利金並びに市債の発行及び償還に係る手数料の支出に関すること。

(2) 一時借入金の借入れ、償還及び利息の支払に関すること。

(3) 現金の金額、預金先、預金種別その他の現金の運用案の作成に関すること。

行財政局契約監理課長専決事項

(1)～(3) [略]

行財政局資産活用課長専決事項

(1)～(5) [略]

行財政局税務部市民税課長専決

事項

(1)～(5) [略]

行財政局税務部法人税務課長専決事項

(1)～(2) [略]

行財政局税務部固定資産税課長専決事項

(1)～(2) [略]

行財政局税務部収税課長専決事項

(1)～(2) [略]

行財政局税務部収納管理課長専決事項

(1)～(3) [略]

行財政局税務部担当課長（個人市民税担当）専決事項

(1)～(2) [略]

行財政局税務部担当課長（調査監理担当）専決事項

(1)～(5) [略]

行財政局税務部担当課長（固定資産税担当）専決事項

(1)～(4) [略]

行財政局税務部担当課長（初動整理担当）専決事項

別表第2に定める税務部担当課長（初動整理担当）の決裁区分に属する事項に関する事。

行財政局税務部担当課長（滞納整理担当）専決事項

[略]

行財政局税務部担当課長（特別滞納整理担当）専決事項

[略]

文化スポーツ局スポーツ企画課長専決事項

事項

(1)～(5) [略]

行財政局税務部法人税務課長専決事項

(1)～(2) [略]

行財政局税務部固定資産税課長専決事項

(1)～(2) [略]

行財政局税務部収税課長専決事項

(1)～(2) [略]

行財政局税務部収納管理課長専決事項

(1)～(3) [略]

行財政局税務部担当課長（個人市民税担当）専決事項

(1)～(2) [略]

行財政局税務部担当課長（調査監理担当）専決事項

(1)～(5) [略]

行財政局税務部担当課長（固定資産税担当）専決事項

(1)～(4) [略]

行財政局税務部担当課長（初動整理担当）専決事項

別表第2に定める税務部担当課長初動整理担当）の決裁区分に属する事項に関する事。

行財政局税務部担当課長（滞納整理担当）専決事項

[略]

行財政局税務部担当課長（特別滞納整理担当）専決事項

[略]

文化スポーツ局スポーツ企画課長専決事項

[略]

福祉局くらし支援課長専決事項

(1), (2) [略]

福祉局保護課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 生活困窮者自立支援法第16条に規定する生活困窮者就労訓練事業の認定に関すること。

福祉局高齢福祉課長専決事項

(1), (2) [略]

福祉局介護保険課長専決事項

[略]

福祉局国保年金医療課長専決事項

(1)～(7) [略]

福祉局障害者支援課長専決事項

(1)～(5) [略]

福祉局監査指導部担当課長（監査指導担当）専決事項

(1)～(10) [略]

健康局環境衛生課長専決事項

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条の規定による犬又は猫の引取り場所の指定に関すること。

(2) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）第30条の規定による動物の譲渡に関すること。

(3) 公衆浴場法に関すること（重要な事項を除く。）。

(4) 化製場等に関する法律に関すること（重要な事項を除く。）。

(5) 水道法に関すること（重要な事項を除く。）。

(6) 特設水道条例に関すること（重

[略]

福祉局くらし支援課長専決事項

(1), (2) [略]

福祉局保護課長専決事項

(1)～(6) [略]

福祉局高齢福祉課長専決事項

(1), (2) [略]

福祉局介護保険課長専決事項

[略]

福祉局国保年金医療課長専決事項

(1)～(7) [略]

福祉局障害者支援課長専決事項

(1)～(5) [略]

福祉局監査指導部担当課長（監査指導担当）専決事項

(1)～(10) [略]

健康局生活衛生課長専決事項

(1) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）第30条の規定による動物の譲渡に関すること。

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条の規定による犬又は猫の引取り場所の指定に関すること。

(3) 水道法に関すること（重要な事項を除く。）。

(4) 特設水道条例に関すること（重

要な事項を除く。)

(7) 温泉法に関する事
項を除く。

(8) 住宅宿泊事業法に関する事
項(重要な事項及び保健所の所管に
属するものを除く。)

(9) 神戸市住宅宿泊事業の実施の制
限等に関する条例に関する事
項(重要な事項を除く。)

健康局斎園管理課長専決事項

(1), (2) [略]

こども家庭局家庭支援課長専決
事項

(1)～(4) [略]

こども家庭局担当課長(家庭支
援調整担当)専決事項

[略]

こども家庭局幼保事業課長専決
事項

(1)～(10) [略]

こども家庭局担当課長(保育所
運営担当)専決事項

(1)～(2) [略]

こども家庭局担当課長(指導監
督担当)専決事項

[略]

こども家庭局担当課長(指導研
修担当)専決事項

[略]

環境局担当課長(企画推進担
当)専決事項

[略]

環境局担当課長(地域環境政策
担当)専決事項

(1)～(5) [略]

環境局事業管理課長専決事項

要な事項を除く。)

(5) 住宅宿泊事業法に関する事
項(重要な事項及び保健所の所管に
属するものを除く。)

(6) 神戸市住宅宿泊事業の実施の制
限等に関する条例に関する事
項(重要な事項を除く。)

健康局斎園管理課長専決事項

(1), (2) [略]

こども家庭局家庭支援課長専決
事項

(1)～(4) [略]

こども家庭局担当課長(家庭支
援調整担当)専決事項

[略]

こども家庭局幼保事業課長専決
事項

(1)～(10) [略]

こども家庭局担当課長(保育所
運営担当)専決事項

(1)～(2) [略]

こども家庭局担当課長(指導監
督担当)専決事項

[略]

こども家庭局担当課長(指導研
修担当)専決事項

[略]

環境局担当課長(企画推進担
当)専決事項

[略]

環境局担当課長(地域環境政策
担当)専決事項

(1)～(5) [略]

環境局事業管理課長専決事項

(1) 別表第2に定める環境局事業管理課長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) [略]

環境局業務課長専決事項

(1), (2) [略]

環境局事業系廃棄物対策課長専決事項

(1)～(3) [略]

環境局担当課長（施設担当）専決事項

(1)～(5) [略]

環境局環境保全部環境保全指導課長専決事項

(1), (2) [略]

環境局環境保全部担当課長（自然環境担当）専決事項

(1)～(4) [略]

経済観光局担当課長（企画担当）専決事項

(1)～(3) [略]

経済観光局担当課長（中小企業金融担当）専決事項

[略]

経済観光局工業課長専決事項

[略]

経済観光局商業流通課長専決事項

[略]

経済観光局農政計画課長専決事項

[略]

経済観光局担当課長（農政企画担当）専決事項

(1)～(4) [略]

経済観光局担当課長（農林土木

(1) 別表第2に定める環境局事業部事業管理課長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) [略]

環境局業務課長専決事項

(1), (2) [略]

環境局事業系廃棄物対策課長専決事項

(1)～(3) [略]

環境局担当課長（施設担当）専決事項

(1)～(5) [略]

環境局環境保全部環境保全指導課長専決事項

(1), (2) [略]

環境局環境保全部担当課長（自然環境担当）専決事項

(1)～(4) [略]

経済観光局担当課長（企画担当）専決事項

(1)～(3) [略]

経済観光局担当課長（中小企業金融担当）専決事項

[略]

経済観光局工業課長専決事項

[略]

経済観光局商業流通課長専決事項

[略]

経済観光局農政計画課長専決事項

[略]

経済観光局担当課長（農政企画担当）専決事項

(1)～(4) [略]

経済観光局担当課長（農林土木

担当) 専決事項

(1)～(6) [略]

経済観光局担当課長 (集落排水
担当) 専決事項

[略]

担当) 専決事項

(1)～(6) [略]

経済観光局担当課長 (集落排水
担当) 専決事項

[略]

経済観光局調整区域指導課長専
決事項

(1) 都市計画法の規定に基づく次に
掲げる事項に關すること (市街化
調整区域に限る。)

ア 第29条の許可及び第34条の2
の協議のうち重要でない事項

イ 第35条の2の許可

ウ 第36条の検査

エ 第37条第1号の規定により支
障がないと認めること。

オ 第41条第1項の規定により建
築物の敷地, 構造及び設備に關
する制限を定めること。

カ 第41条第2項ただし書の規定
による許可

キ 第42条第1項ただし書の許可
及び同条第2項の協議

ク 第43条第1項の許可

ケ 第45条の承認

コ 第80条第1項の報告及び資料
提出の要求, 勧告並びに助言

(2) 租税特別措置法第28条の4第3
項第5号イ及び第7号イ, 第31条
の2第2項第14号ハ, 第62条の3
第4項第14号ハ並びに第63条第3
項第5号イ及び第7号イの認定に
關すること (市街化調整区域に限
る。)

(3) 神戸市開発事業の手續及び基準
に關する条例 (以下この号におい

建設局事業用地課長専決事項
 [略]
 建設局河川課長専決事項
 [略]
 建設局道路管理課長専決事項
 (1) 別表第2に定める建設局道路管理課長の決裁区分に属する事項に関する
 こと。
 (2)～(6) [略]
 建設局担当課長（境界調査・道路台帳担当）専決事項
 (1)～(3) [略]

て「条例」という。)に関する次に掲げる事項に関する
 こと（市街化調整区域に限る。都市局市街地整備部長専決事項に属するものを除く。）。
 ア 条例第13条の承認のうち重要でない事項に関する
 こと。
 イ 条例第14条の承認に関する
 こと。
 ウ 条例第29条第2項の承認に関する
 こと。
 エ 条例第31条の規定による開発承認及び変更承認の取消しに
 関すること。
 オ 条例第41条の規定による開発許可及び開発承認の取消しに
 関すること。
 カ 条例第42条の規定による助言及び指導に関する
 こと。
 キ 条例第43条の規定による勧告及び公表のうち重要でない
 事項に関する
 こと。
 ク 条例第44条の規定による立入検査等に関する
 こと。
 建設局事業用地課長専決事項
 [略]
 建設局河川課長専決事項
 [略]
 建設局道路管理課長専決事項
 (1) 別表第2に定める建設局道路部管理課長の決裁区分に属する事項
 に関する
 こと。
 (2)～(6) [略]
 建設局担当課長（境界調査・道路台帳担当）専決事項
 (1)～(3) [略]

建設局下水道部経営管理課長専決事項

(1)～(2) [略]

建設局下水道部計画課長専決事項

[略]

建設局下水道部管路課長専決事項

[略]

建設局公園部管理課長専決事項

(1)～(3) [略]

都市局都市計画課長専決事項

[略]

都市局指導課長専決事項

(1) 都市計画法第53条第1項の規定による許可に關すること及び同法第65条第1項の規定による許可に關すること（工務課長の専決事項に属するものを除く。）。

(2)～(5) [略]

(6) 神戸市開発事業の手續及び基準に關する条例（以下この号において「条例」という。）に關する次に掲げる事項に關すること（市街化区域に限る。地域整備推進課長専決事項に属するものを除く。）。

ア～ク [略]

都市局担当課長（調整区域担当） 専決事項

(1) 都市計画法の規定に基づく次に掲げる事項に關すること（市街化調整区域に限る。）。

ア 第29条の許可及び第34条の2の協議のうち重要でない事項

イ 第35条の2の許可

ウ 第36条の検査

建設局下水道部経営管理課長専決事項

(1)～(2) [略]

建設局下水道部計画課長専決事項

[略]

建設局下水道部管路課長専決事項

[略]

建設局公園部管理課長専決事項

(1)～(3) [略]

都市局都市計画課長専決事項

[略]

都市局指導課長専決事項

(1) 都市計画法第53条第1項の規定による許可に關すること及び同法第65条第1項の規定による許可に關すること（市街地整備部都市整備課長の専決事項に属するものを除く。）。

(2)～(5) [略]

(6) 神戸市開発事業の手續及び基準に關する条例（以下この号において「条例」という。）に關する次に掲げる事項に關すること（市街化区域に限る。市街地整備部長専決事項に属するものを除く。）。

ア～ク [略]

エ 第37条第1号の規定により支障がないと認めること。

オ 第41条第1項の規定により建築物の敷地，構造及び設備に関する制限を定めること。

カ 第41条第2項ただし書の規定による許可

キ 第42条第1項ただし書の許可及び同条第2項の協議

ク 第43条第1項の許可

ケ 第45条の承認

コ 第80条第1項の報告及び資料提出の要求，勧告並びに助言

(2) 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ及び第7号イ，第31条の2第2項第14号ハ，第62条の3第4項第14号ハ並びに第63条第3項第5号イ及び第7号イの認定に関すること（市街化調整区域に限る。）。

(3) 神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例（以下この号において「条例」という。）に関する次に掲げる事項に関すること（市街化調整区域に限る。地域整備推進課長専決事項に属するものを除く。）。

ア 条例第13条の承認のうち重要でない事項に関すること。

イ 条例第14条の承認に関すること。

ウ 条例第29条第2項の承認に関すること。

エ 条例第31条の規定による開発承認及び変更承認の取消しに関すること。

オ 条例第41条の規定による開発許可及び開発承認の取消しに関すること。

カ 条例第42条の規定による助言及び指導に関すること。

キ 条例第43条の規定による勧告及び公表のうち重要でない事項に関すること。

ク 条例第44条の規定による立入検査等に関すること。

都市局まち再生推進課長専決事項

[略]

都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課長専決事項

[略]

都市局地域整備推進課長専決事項

(1) 別表第2に定める用地取得事務担当課の課長及び地域整備推進課長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) 土地区画整理法の規定による認可及び監督のうち重要でない事項に関すること。

(3) 所管区域内における土地区画整理法第76条による建築等の許可に関すること。

(4) 神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例（以下この号において「条例」という。）に関する次に掲げる事項に関すること（土地区画整理事業区域に限る。）。

ア 条例第13条の承認のうち重要

都市局まち再生推進課長専決事項

[略]

都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課長専決事項

[略]

都市局市街地整備部各課長専決事項

所管区域内における土地区画整理法第76条による建築等の許可に関すること。

都市局市街地整備部市街地整備課長専決事項

(1) 別表第2に定める用地取得事務担当課の課長及び市街地整備課長の決裁区分に属する事項に関すること。

でない事項に関すること。

イ 条例第14条の承認に関するこ
と。

ウ 条例第31条の規定による開発
承認及び変更承認の取消しに関
すること。

(5) 大都市地域における住宅及び住
宅地の供給の促進に関する特別措
置法第67条第1項の規定による許
可に関すること。

(6) 都市再開発法第7条の4第1項
の許可に関すること及び第66条第
1項の許可に関すること（工務課
長の専決事項に属するものを除
く。）。

都市局業務課長専決事項

(1) 別表第2に定める用地取得事務
担当課の課長及び業務課長の決裁
区分に属する事項に関すること。

(2) 所管区域内における土地区画整
理法第76条による建築等の許可に
関すること。

都市局工務課長専決事項

(1) 別表第2に定める用地取得事務
担当課の課長及び工務課長の決裁
区分に属する事項に関すること。

(2) 所管区域内における土地区画整
理法第76条による建築等の許可に
関すること。

(3) 都市再開発法第66条第1項の規
定による許可に関すること（地域
整備推進課長の専決事項に属す
るものを除く。）及び都市計画法第65
条第1項の規定による許可に関する

(2) 大都市地域における住宅及び住
宅地の供給の促進に関する特別措
置法第67条第1項の規定による許
可に関すること。

(3) 都市再開発法第7条の4第1項
の許可に関すること及び第66条第
1項の許可に関すること（都市整
備課長の専決事項に属するものを
除く。）。

都市局市街地整備部業務課長専
決事項

別表第2に定める用地取得事務担
当課の課長及び業務課長の決裁区分
に属する事項に関すること。

都市局市街地整備部都市整備課
長専決事項

(1) 別表第2に定める用地取得事務
担当課の課長及び都市整備課長の
決裁区分に属する事項に関するこ
と。

(2) 都市再開発法第66条第1項の規
定による許可に関すること（市街
地整備課長の専決事項に属するも
のを除く。）及び都市計画法第65条
第1項の規定による許可に関する

ること（指導課長の専決事項に属するものを除く。）。

都市局新都市管理課長専決事項

(1)～(2) [略]

都市局新都市工務課長専決事項

別表第2に定める都市局新都市工務課長の決裁区分に属する事項に関すること。

都市局担当課長（施設担当）専決事項

別表第2に定める都市局担当課長（施設担当）課長の決裁区分に属する事項に関すること。

建築住宅局住宅整備課長専決事項

(1)～(2) [略]

建築住宅局住宅建設課長専決事項

[略]

建築住宅局住宅管理課長専決事項

(1)～(3) [略]

建築住宅局建築指導部建築安全課長専決事項

(1)～(4) [略]

建築住宅局建築指導部安全対策課長専決事項

(1)～(4) [略]

建築住宅局技術管理課長，建築課長，設備課長及び保全課長の専決事項

[略]

港湾局担当課長（調整担当）専決事項

こと（指導課長の専決事項に属するものを除く。）。

都市局新都市事業部事業管理課長専決事項

(1)～(2) [略]

都市局新都市事業部工務課長専決事項

別表第2に定める都市局新都市事業部工務課長の決裁区分に属する事項に関すること。

都市局新都市事業部担当課長（施設担当）専決事項

別表第2に定める都市局新都市事業部担当課長（施設担当）課長の決裁区分に属する事項に関すること。

建築住宅局住宅整備課長専決事項

(1)～(2) [略]

建築住宅局住宅建設課長専決事項

[略]

建築住宅局住宅管理課長専決事項

(1)～(3) [略]

建築住宅局建築指導部建築安全課長専決事項

(1)～(4) [略]

建築住宅局建築指導部安全対策課長専決事項

(1)～(4) [略]

建築住宅局技術管理課長，建築課長，設備課長及び保全課長の専決事項

[略]

港湾局担当課長（調整担当）専決事項

[略]

港湾局経営課長専決事項

(1)～(3) [略]

港湾局海務課長専決事項

(1)～(5) [略]

港湾局海岸防災課長専決事項

(1), (2) [略]

港湾局工務課長専決事項

[略]

港湾局担当課長（建築担当）専決事項

[略]

港湾局担当課長（設備担当）専決事項

[略]

港湾局担当課長（整備担当）専決事項

[略]

（消防局長等の専決事項）

第8条 消防局長，教育委員会事務局長，教育次長，監査事務局長，市選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，農業委員会事務局長及び市会事務局長の専決事項は，次のとおりとする。

消防局長専決事項

(1) [略]

(2) 第4条局長及び担当局長共通専決事項の項第2号から第10号までに掲げる事項に関すること。

(3)～(21) [略]

教育委員会事務局長，教育次長，監査事務局長，市選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長及び市会事務局長専決事項

[略]

港湾局経営課長専決事項

(1)～(3) [略]

港湾局海務課長専決事項

(1)～(5) [略]

港湾局海岸防災課長専決事項

(1), (2) [略]

港湾局工務課長専決事項

[略]

港湾局担当課長（建築担当）専決事項

[略]

港湾局担当課長（設備担当）専決事項

[略]

港湾局担当課長（整備担当）専決事項

[略]

（消防局長等の専決事項）

第8条 消防局長，教育委員会事務局長，教育次長，監査事務局長，市選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，農業委員会事務局長及び市会事務局長の専決事項は，次のとおりとする。

消防局長専決事項

(1) [略]

(2) 第4条局長及び担当局長共通専決事項の項第2号から第9号までに掲げる事項に関すること。

(3)～(21) [略]

教育委員会事務局長，教育次長，監査事務局長，市選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長及び市会事務局長専決事項

(1)～(2) [略]

農業委員会事務局長専決事項

(1)～(2) [略]

(係長及び担当係長の専決事項)

第9条 [略]

第4章 区長等の専決事項

(区長等の専決事項)

第10条 [略]

(区役所の部長，担当部長及び支所長の専決事項)

第11条 [略]

区役所の部長，担当部長及び支所長共通専決事項

(1)～(4) [略]

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部長及び北神区役所担当部長（総務・保健福祉担当）専決事項

(1)～(3) [略]

支所長専決事項

[略]

(区役所等の課長及び担当課長の専決事項)

第12条 [略]

区役所の課長及び担当課長共通専決事項

(1)～(6) [略]

区役所支所の課長及び担当課長共通専決事項

[略]

区役所（北神区役所を除く。）総務部担当課長（総務担当）専決事項

(1) 魚崎財産区に係る軽易定例な事項に関する事（東灘区役所総務部担当課長（総務担当）に限

(1)～(2) [略]

農業委員会事務局長専決事項

(1)～(2) [略]

(係長及び担当係長の専決事項)

第9条 [略]

第4章 区長等の専決事項

(区長等の専決事項)

第10条 [略]

(区役所の部長，担当部長及び支所長の専決事項)

第11条 [略]

区役所の部長，担当部長及び支所長共通専決事項

(1)～(4) [略]

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部長及び北神区役所担当部長（総務・保健福祉担当）専決事項

(1)～(3) [略]

支所長専決事項

[略]

(区役所等の課長及び担当課長の専決事項)

第12条 [略]

区役所の課長及び担当課長共通専決事項

(1)～(6) [略]

区役所支所の課長及び担当課長共通専決事項

[略]

区役所（北神区役所を除く。）総務部総務課長専決事項

(1) 魚崎財産区に係る軽易定例な事項に関する事（東灘区役所総務部総務課長に限る。）。)

る。)

(2) 農地対価等の徴収に関すること
(北区役所, 垂水区役所及び西区役所総務部担当課長 (総務担当)を除く。)

(3) 山田出張所, 伊川谷出張所, 櫛谷出張所, 押部谷出張所, 平野出張所, 神出出張所及び岩岡出張所における市税 (個人の県民税を含む。)に関する証明書の作成, 交付及び手数料の徴収に関すること
(北区役所及び西区役所総務部担当課長 (総務担当)に限る。)

区役所 (北神区役所を除く。)総務部市民課長専決事項

(1)～(3) [略]

区役所 (北神区役所を除く。)総務部保険年金医療課長専決事項

(1)～(3) [略]

区役所 (北神区役所を除く。)保健福祉部健康福祉課長専決事項

[略]

区役所 (北神区役所を除く。)保健福祉部こども家庭支援課長及び北神区役所こども家庭支援課長専決事項

[略]

区役所 (北神区役所を除く。)保健福祉部生活支援課長専決事項

(1)～(4) [略]

北神区役所保健福祉課長専決事項

(1)～(2) [略]

北神区役所市民課長及び区役所支所市民課長専決事項

(1)～(5) [略]

(2) 農地対価等の徴収に関すること
(北区役所, 垂水区役所及び西区役所総務部総務課長を除く。)

(3) 山田出張所, 伊川谷出張所, 櫛谷出張所, 押部谷出張所, 平野出張所, 神出出張所及び岩岡出張所における市税 (個人の県民税を含む。)に関する証明書の作成, 交付及び手数料の徴収に関すること
(北区役所及び西区役所総務部総務課長に限る。)

区役所 (北神区役所を除く。)総務部市民課長専決事項

(1)～(3) [略]

区役所 (北神区役所を除く。)総務部保険年金医療課長専決事項

(1)～(3) [略]

区役所 (北神区役所を除く。)保健福祉部健康福祉課長専決事項

[略]

区役所 (北神区役所を除く。)保健福祉部こども家庭支援課長及び北神区役所こども家庭支援課長専決事項

[略]

区役所 (北神区役所を除く。)保健福祉部生活支援課長専決事項

(1)～(4) [略]

北神区役所保健福祉課長専決事項

(1)～(2) [略]

北神区役所市民課長及び区役所支所市民課長専決事項

(1)～(5) [略]

区役所支所担当課長（保険年金担当）専決事項

[略]

区役所支所担当課長（こども家庭支援担当）専決事項

[略]

区役所支所担当課長（生活保護担当）専決事項

(1)～(2) [略]

（西神中央出張所長の専決事項）

第13条 [略]

（区役所の係長及び担当係長の専決事項）

第14条 [略]

第5章 事業所長等の専決事項

（第1類事業所長等の専決事項）

第15条 [略]

第1類事業所長共通専決事項

(1)～(5) [略]

博物館事務局長専決事項

(1)～(5) [略]

中央図書館長専決事項

(1), (2) [略]

保健所長専決事項

[略]

王子動物園長専決事項

(1)～(3) [略]

建設局建設事務所長専決事項

(1)～(9) [略]

水環境センター長専決事項

(1)～(4) [略]

第1類事業所の副所長，課長及び担当課長共通専決事項

(1)～(5) [略]

博物館学芸課長専決事項

区役所支所担当課長（保険年金担当）専決事項

[略]

区役所支所担当課長（こども家庭支援担当）専決事項

[略]

区役所支所担当課長（生活保護担当）専決事項

(1)～(2) [略]

（西神中央出張所長の専決事項）

第13条 [略]

（区役所の係長及び担当係長の専決事項）

第14条 [略]

第5章 事業所長等の専決事項

（第1類事業所長等の専決事項）

第15条 [略]

第1類事業所長共通専決事項

(1)～(5) [略]

博物館事務局長専決事項

(1)～(5) [略]

中央図書館長専決事項

(1), (2) [略]

保健所長専決事項

[略]

王子動物園長専決事項

(1)～(3) [略]

建設局建設事務所長専決事項

(1)～(9) [略]

水環境センター長専決事項

(1)～(4) [略]

第1類事業所の副所長，課長及び担当課長共通専決事項

(1)～(5) [略]

博物館学芸課長専決事項

[略]

保健所保健課長専決事項

(1)～(3) [略]

保健所担当課長（予防衛生担当）専決事項

[略]

第1類事業所の係長及び担当係長共通専決事項

[略]

（第2類事業所長等の専決事項）

第16条 第2類の事業所（以下「第2類事業所」という。）の所長，事務室長，係長及び担当係長の専決事項は，次のとおりとする。

第2類事業所長共通専決事項

(1)～(7) [略]

小磯記念美術館事務室長専決事項

(1)～(3) [略]

公民館長専決事項

(1) 公民館の使用許可，使用料の後納，減免及び使用料の全部又は一部の返還に関すること。

(2) 消防法第8条に規定する防火管理者の選任に関すること。

和光園長専決事項

(1)～(4) [略]

障害者福祉センター所長専決事項

(1)，(2) [略]

[略]

保健所保健課長専決事項

(1)～(3) [略]

保健所予防衛生課長専決事項

[略]

第1類事業所の係長及び担当係長共通専決事項

[略]

（第2類事業所長等の専決事項）

第16条 第2類の事業所（以下「第2類事業所」という。）の所長，事務室長，係長及び担当係長の専決事項は，次のとおりとする。

第2類事業所長共通専決事項

(1)～(7) [略]

小磯記念美術館事務室長専決事項

(1)～(3) [略]

和光園長専決事項

(1)～(4) [略]

さざんか療護園園長専決事項

(1) 入所者の移送に関すること。

(2) 入所者の死亡の場合における埋葬に関すること。

(3) 入所者に係る医療の委託に関すること。

障害者福祉センター所長専決事項

(1)，(2) [略]

障害者更生相談所長専決事項

[略]

精神保健福祉センター所長専決事項

(1), (2) [略]

若葉学園長専決事項

[略]

環境局事業所長専決事項

[略]

東クリーンセンター，港島クリーンセンター及び西クリーンセンター所長専決事項

[略]

布施畑環境センター所長専決事項

[略]

中央卸売市場運営本部本場長，東部市場長及び西部市場長専決事項

[略]

西農業振興センター及び北農業振興センター所長専決事項

(1), (2) [略]

森林整備事務所長専決事項

(1), (2) [略]

臨海整備事務所長及び西神整備事務所長専決事項

[略]

神戸港管理事務所長専決事項

(1)～(7) [略]

第2類事業所の係長及び担当係長共通専決事項

[略]

(第3類事業所長の専決事項)

第17条 [略]

障害者更生相談所長専決事項

[略]

精神保健福祉センター所長専決事項

(1), (2) [略]

若葉学園長専決事項

[略]

環境局事業所長専決事項

[略]

東クリーンセンター，港島クリーンセンター及び西クリーンセンター所長専決事項

[略]

布施畑環境センター所長専決事項

[略]

中央卸売市場運営本部本場長，東部市場長及び西部市場長専決事項

[略]

西農業振興センター及び北農業振興センター所長専決事項

(1), (2) [略]

森林整備事務所長専決事項

(1), (2) [略]

臨海整備事務所長及び西神整備事務所長専決事項

[略]

神戸港管理事務所長専決事項

(1)～(7) [略]

第2類事業所の係長及び担当係長共通専決事項

[略]

(第3類事業所長の専決事項)

第17条 [略]

<p>第3類事業所長（神戸ゆかりの美術館長を除く。）共通専決事項 (1)～(3) [略] 神戸ゆかりの美術館事務長専決事項 (1)～(4) [略] 墓園管理センター長専決事項 [略] 斎場管理センター長専決事項 [略] 妙賀山クリーンセンター，苧藻島クリーンセンター及び落合クリーンセンター所長専決事項 [略] （第1類の事業所の所長等の専決区分の特例） 第18条 [略] 第6章 雑則 （専決事項の代決） 第19条 [略]</p>	<p>第3類事業所長（神戸ゆかりの美術館長を除く。）共通専決事項 (1)～(3) [略] 神戸ゆかりの美術館事務長専決事項 (1)～(4) [略] 墓園管理センター長専決事項 [略] 斎場管理センター長専決事項 [略] 妙賀山クリーンセンター，苧藻島クリーンセンター及び落合クリーンセンター所長専決事項 [略] （第1類の事業所の所長等の専決区分の特例） 第18条 [略] 第6章 雑則 （専決事項の代決） 第19条 [略]</p>
--	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは，当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは，当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

嘱 ・ 勤 等 の 報 酬 条 件 の 決 定 	給 料 支 給 	支 給 	手 認 定 	支 給 																					
	給 料 支 給 	支 給 	手 認 定 	支 給 																					
	給 料 支 給 	支 給 	手 認 定 	支 給 																					
	給 料 支 給 	支 給 	手 認 定 	支 給 																					

恩給及び年金	[略]										
退職手当	[略]										
公務災害(非常勤職員)	[略]										

(注) この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 (1) 局長 局長，担当局長，企画調整局医療・新産業本部長，建設局湾岸・広域幹線道路本部長，都市局都心再整備本部長その他これらに準ずる者
 (2) 部長 副局長，部長，室長，担当部長，第1類事業所長その他これらに準ずる者
 (3) 課長 課長，担当課長，課内室長，課内所長，第2類事業所長その他これらに準ずる者
 (4) 係長 係長，担当係長，第3類事業所長その他これらに準ずる者

恩給及び年金	[略]										
退職手当	[略]										
公務災害(非常勤職員)	[略]										

(注) この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 (1) 局長 局長，担当局長，企画調整局医療・新産業本部長，建設局湾岸・広域幹線道路本部長，都市局都心再整備本部長その他これらに準ずる者
 (2) 特定担当局長 行財政局担当局長，行財政局担当局長(資産活用担当)，健康局担当局長(保健企画担当)，建築住宅局担当局長(設備担当)及び港湾局担当局長
 (3) 部長 副局長，部長，室長，担当部長，第1類事業所長その他これらに準ずる者
 (4) 課長 課長，担当課長，課内室長，課内所長，第2類事業所長その他これらに準ずる者
 (5) 係長 係長，担当係長，第3類事業所長その他これらに準ずる者

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表第2(第2条,第4条,第6条—第7条関係)

財務関係事務

決裁区分副市長	行政局長 担当局長 特長	行政局長 担当局長 特長	局長 担当局長 特長	行政副局長 担当局長 特長	部長 担当部長 特長	契約理長 監課長 特課長	課長 担当課長 課室 及課所 共通	消防局長	教育委員 局長 教育次 長 監査 局長 事務局長 事務局長	備考	
											決定
決裁事項											「市長が指定するもの」とは、災害応急に関するもの、新聞、追録、図書券、乗車券、単価協定品、新聞、ラジオ等に係る料金(競争性が無いものに限り)、印刷料金(採用等の試験又は選考の問題集又は解答用紙の印

改正後

別表第2(第2条,第4条,第6条—第7条関係)

財務関係事務

決裁区分副市長	行政担当局長 特長	行政担当局長 特長	局長 担当局長 特長	特副局長 担当部長 室長	定部長 担当部長 室長	契約理長 監課長 特課長	課長 担当課長 課室 及課所 共通	消防局長	教育委員 局長 教育次 長 監査 局長 事務局長 事務局長	備考	
											決定
決裁事項											「市長が指定するもの」とは、災害応急に関するもの、新聞、追録、図書券、乗車券、単価協定品、新聞、ラジオ等に係る料金(競争性が無いものに限り)、印刷料金(採用等の試験又は選考の問題集又は解答用紙の印

金、印刷料金
 (採用等の試験又は選考の問題集又は解答用紙の印刷に係るものに限る。)、ふるさと納税に係る返礼品並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき買入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供する役務の料金をいう。

2 単価協定の品目、価額、契約方法等については、契約監理課長が別に定める。

3 契約の項における行財政局長、行財政局副局長及び契約監理課長の決裁区分は、経理契約

刷に係るものに限る。)、ふるさと納税に係る返礼品並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき買入れる物品並びに同項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供する役務の料金をいう。

2 単価協定の品目、価額、契約方法等については、契約監理課長が別に定める。

3 契約の項における行財政局担当局長及び契約監理課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。

4 決定の項は経理契約の

<p>の場合に適用する。 4 決定の項は経理契約の場合に適用する。 5 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。</p>	<p>行財政局長(8,000万円以上。資産活用課長(経由)又は資産活用課長(8,000万円未満のもの)に合議すること。</p>	[略]	<p>不動産若しくは地上権、地役権その他これらに準ずる権利の取得又は借地権に係る補償</p>	<p>行政局長、建設局長、市都局長、建築住宅局長、港湾局長、8,000万円未満</p>															
<p>場合に適用する。 5 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。</p>	<p>行財政局担当局長(資産活用担当)(8,000万円以上。資産活用課長(経由)又は資産活用課長(8,000万円未満のもの)に合議すること。</p>	[略]	<p>不動産若しくは地上権、地役権その他これらに準ずる権利の取得又は借地権に係る補償</p>	<p>建設局長、市都局長、建築住宅局長、港湾局長、用地取得事務所を掌する</p>															

5 契約の項
における行財
政局長、行財
政局副局長及
び契約監理課
長の決裁区分
は、経理契約
の場合に適用
する。
6 施行決定
及び決定の項
は経理契約の
場合に適用す
る。
7 諸集会又
は諸行事の開
催に係る経費
については、
施行決議を受
けたものに限

住宅整備課，宅設，宅理，術理，築，備長び全長び港局務，当長(建担)び当
住局宅備長住建課長住管課長技管課長建課長設課及保課並に湾工課長担課(築当及担

5 契約の項
における行財
政局担当局長
及び契約監理
課長の決裁区
分は、経理契
約の場合に適
用する。
6 施行決定
及び決定の項
は経理契約の
場合に適用す
る。
7 諸集会又
は諸行事の開
催に係る経費
については、
施行決議を受
けたものに限

住宅整備課，宅設，宅理，術理，築，備長び全長び港局務，当長(建担)び当
住局宅備長住建課長住管課長技管課長建課長設課及保課並に湾工課長担課(築当及担

長設担)て建のス備係も。だ、ス暖工を			
課(備当全(物が設にるのたしガ冷房事除く。)			
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	4,000 万円以下	計 会室長て公取手料関る (金扱数にすもの)行政局
[略]	[略]	4,000 万円を 超える もの	都市長, 築宅長び湾 局建住局及港局长 250万円以
[略]	[略]	一	
[略]	[略]	決定 契約 その他	
長設担)て建のス備係も。だ、ス暖工を			
課(備当全(物が設にるのたしガ冷房事除く。)			
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	二	計 会室長て公取手料関る (金扱数にすもの)都局担
[略]	[略]	2,000 万円を 超える もの	行政担局長(資活担 産用担)都局長,
[略]	[略]	決定 契約 その他	

担当長(資活担当)、都市市地備、担当新市備、湾担当部工・災、備は築の繕は改に
 担部(産用担当)、都局街整部、新市業長、担部(都整担当)、港局担当(務防担当)150万以建、備

下(物設又構物保又小修係もの)
 建、備は築の繕は改に

担当(新市業)、担当新市備、湾担当部工・災、備は築の繕は改に
 当長(都事担当)、担部(都整担当)、港局担当(務防担当)150万以建、備は築の繕は改に

市担局、築宅長び湾長250万以建、備は築の繕は改に
 都局担当、建住局及港局下(物設又構物保又小修係もの)

<p>2 契約の項 における行財 政局長、行財 政局副局長及 び契約監理課 長の決裁区分 は、経理契約 の場合に適用 する。 3 決定の項 は経理契約の 場合に適用す る。</p>	<p>1 金額は、 見積金額を示 す。 2 行財政局 長（4,000万 円を超えるも の。資産活用 課長経由）又 は資産活用課 長（4,000万 円以下）に合 議すること。</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>互 未 満</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>互 以 上</p>	<p>行財政局長、建設局長、都市局長、建築住宅局長及び港湾局長 4,000万円以下</p>
<p>約 他</p>	<p>[略] 不動産は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利</p>
<p>2 契約の項 における行財 政局担当局長 及び契約監理 課長の決裁区 分は、経理契 約の場合に適 用する。 3 決定の項 は経理契約の 場合に適用す る。</p>	<p>1 金額は、 見積金額を示 す。 2 行財政局 担当局長（資 産活用担当） （4,000万円 を超えるも の。資産活用 課長経由）又 は資産活用課 長（4,000万 円以下）に合 議すること。</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>万 円 を 超 え る も の</p>	<p>行財政局担当局長（資産活用担当）、建設局長、都市局長、<u>都市担当局長</u>、建築住宅局長及び港湾局長 4,000万円</p>
<p>約 他</p>	<p>[略] 不動産は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利</p>

不借入 動産貸付	<p>指定するものは、災害応急に関するもの、単価協定品等並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。</p> <p>3 単価協定品の品目、価額、契約方法等については、契約監理課長が別に定める。</p> <p>4 「市長が指定するもの(b)」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガスパ管、通路、自動販売機その他これらに類するもの設置のための一時的な料置場等のためのものをいう。</p> <p>5 契約の項における行財政局長、</p>	[略]	[略]
不借入 動産貸付	<p>指定するものは、災害応急に関するもの、単価協定品等並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。</p> <p>3 単価協定品の品目、価額、契約方法等については、契約監理課長が別に定める。</p> <p>4 「市長が指定するもの(b)」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガスパ管、通路、自動販売機その他これらに類するもの設置のための一時的な料置場等のためのものをいう。</p> <p>5 契約の項における行財政局長、</p>	[略]	[略]

政局副局長及び契約監視課長の決裁契約は、經理契約の場合に適用する。

6 不動産(市長が指定するもの(b)(一時的な材料置場等のためのもを除く。))を除外して、行財政局長(500万円を超えらるもの。資産活用課長(経由)又は資産活用課長(500万円以下)に合議すること。

7 物品に係る契約を更新する場合、その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に變更のないものを含む。))については、局長が専決することができる。

8 不動産に係る契約を更

及び契約監視課長の決裁契約の場合に適用する。

6 不動産(市長が指定するもの(b)(一時的な材料置場等のためのもを除外して、行財政局長(500万円を超えらるもの。資産活用課長(経由)又は資産活用課長(500万円以下)に合議すること。

7 物品に係る契約を更新する場合、その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に變更のないものを含む。))については、局長が専決することができる。

8 不動産に係る契約を更

新する場合に、局長が専決することができる。この場合において、資産活用課長に合議すること。

9 不動産の項における決裁区分は、地権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払及び収入の場合に準用する。

10 不動産の賃料の減免については、局長専決とする。

11 賃料の納期について別段の定めをする場合には、局長が専決することができる。

12 変更については、変更後の賃料の年額又は総額に基づき決裁区分によるもの

係る契約を更新する場合は、局長が専決することができる。この場合において、資産活用課長に合議すること。

9 不動産の項における決裁区分は、地権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払及び収入の場合に準用する。

10 不動産の賃料の減免については、局長専決とする。

11 賃料の納期について別段の定めをする場合には、局長が専決することができる。

12 変更については、変更後の賃料の年額又は総額に基づき決裁区分によるもの

<p>とする。ただし、減額により、変更後の決裁区分が変更前の決裁区分よりも下位となる場合は、上記にかかわらず変更前の決裁区分によることとする。</p> <p>1.3 決定の項は経理契約の場合に適用する。</p>	[略]														
<p>分によるものとする。ただし、減額により、変更後の決裁区分が変更前の決裁区分よりも下位となる場合は、上記にかかわらず変更前の決裁区分によることとする。</p> <p>1.3 決定の項は経理契約の場合に適用する。</p>	[略]														
<p>寄附の取受（負担付きでないもの）</p>	[略]														
<p>行政担当局長（資産担当）、建設局長、都市局長、都市担当局長、<u>建設住宅</u></p>	[略]														
<p>寄附の取受（負担付きでないもの）</p>	[略]														
<p>行政担当局長、建設局長、都市局長、<u>住宅</u>及<u>港湾</u>全</p>	[略]														
<p>行政担当局長、建設局長、都市局長、<u>住宅</u>及<u>港湾</u>全</p>	[略]														
<p>行政担当局長、建設局長、都市局長、<u>住宅</u>及<u>港湾</u>全</p>	[略]														
<p>行政担当局長、建設局長、都市局長、<u>住宅</u>及<u>港湾</u>全</p>	[略]														
<p>行政担当局長、建設局長、都市局長、<u>住宅</u>及<u>港湾</u>全</p>	[略]														
<p>行政担当局長、建設局長、都市局長、<u>住宅</u>及<u>港湾</u>全</p>	[略]														

局長及び港湾局長全	[略]	<p>不動産の取得等に伴うもので、神戸市の公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和47年4月1日市長決定)の適用を受けるものは、<u>行財政局長(3,000万円を超え</u>るもの。資産活用課長経由)又は資産活用課長(3,000万円以下)に合議すること。</p>																										
局長及び港湾局長全	[略]	<p>不動産の取得等に伴うもので、神戸市の公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和47年4月1日市長決定)の適用を受けるものは、<u>行財政局長(3,000万円を超え</u>るもの。資産活用課長経由)又は資産活用課長(3,000万円以下)に合議すること。</p>																										
局長及び港湾局長全	[略]	<p>不動産の取得等に伴うもので、神戸市の公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和47年4月1日市長決定)の適用を受けるものは、<u>行財政局長(3,000万円を超え</u>るもの。資産活用課長経由)又は資産活用課長(3,000万円以下)に合議すること。</p>																										
局長及び港湾局長全	[略]	<p>不動産の取得等に伴うもので、神戸市の公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和47年4月1日市長決定)の適用を受けるものは、<u>行財政局長(3,000万円を超え</u>るもの。資産活用課長経由)又は資産活用課長(3,000万円以下)に合議すること。</p>																										
局長及び港湾局長全	[略]	<p>不動産の取得等に伴うもので、神戸市の公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和47年4月1日市長決定)の適用を受けるものは、<u>行財政局長(3,000万円を超え</u>るもの。資産活用課長経由)又は資産活用課長(3,000万円以下)に合議すること。</p>																										
局長及び港湾局長全	[略]	<p>不動産の取得等に伴うもので、神戸市の公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和47年4月1日市長決定)の適用を受けるものは、<u>行財政局長(3,000万円を超え</u>るもの。資産活用課長経由)又は資産活用課長(3,000万円以下)に合議すること。</p>																										

管理者に公の施設の管理を行わせる場合に締結する協定に係る変更を含む。 る。	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	1,000	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	1,000	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	1,000	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	200万	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表第4 (第10条—第13条関係)

財務関係事務

決裁事項	決裁区分	区長及び北 神担当区長	部長及び支 部長共通 所長	課長及び担 課長共通 西神中央出張 所長	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
物品等の決定 売却（不契約 動産及び 用益物権 を除く。）	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は、見積金額 を示す。 2 決定の項は経理契 約の場合に適用す る。
廃棄	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

改正後

別表第4 (第10条—第13条関係)

財務関係事務

決裁事項	決裁区分	区長及び北 神担当区長	部長及び支 部長共通 所長	課長及び担 課長共通 西神中央出張 所長	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
物品等の決定 売却（不契約 動産及び 用益物権 を除く。）	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は、見積金額 を示す。 2 決定の項は経理契 約の場合に適用す る。
廃棄	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

別表第5 (第15条—第17条関係)
人事関係事務

別表第5 (第15条—第17条関係)
人事関係事務

決裁区分	第1類事業所 所長 副所長, 課長及 共通 並びに担当課長共通	第2類事業所 所長 副所長, 課長及 共通 並びに担当課長共通	第3類事業所 所長 副所長, 課長及 共通 並びに担当課長共通
	決裁事項 [略]	決裁事項 [略]	決裁事項 [略]
(注) 海外旅行命令は, 局長の専決事項とする。			

決裁区分	第1類事業所 所長 副所長, 課長及 共通 並びに担当課長共通	第2類事業所 所長 副所長, 課長及 共通 並びに担当課長共通	第3類事業所 所長 副所長, 課長及 共通 並びに担当課長共通
	決裁事項 [略]	決裁事項 [略]	決裁事項 [略]
(注) 海外旅行は, 局長の専決事項とする。			

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表第6 (第15条—第17条関係)

財務関係事務

決裁区分	第1類事業所		第2類事業所		第3類事業所		備考
	所長 共通 特定 所長	副所長 及び担当 課長 共通 特定 課長 及び副所長	所長 共通 特定 所長	副所長 及び担当 課長 共通 特定 課長 及び副所長	所長 共通 特定 所長	副所長 及び担当 課長 共通 特定 課長 及び副所長	
決裁事項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
調達契約	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 「市長が指定するもの」とは、災害応急に関するもの、新聞、追録、図書券、日本放送協会の受信料、乗車券、有料道路自動車料、有料道路自家用料、印刷品、新聞、ラジオ、テレビ等による広告等に係る料金、印刷料、採用品、試験又は選考の印刷紙の印刷に係るものに限る。）並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基つき買入れられる物品及び同号の規定による契約に基つき提供する役務の料金をいう。

改正後

別表第6 (第15条—第17条関係)

財務関係事務

決裁区分	第1類事業所		第2類事業所		第3類事業所		備考
	所長 共通 特定 所長	副所長 及び担当 課長 共通 特定 課長 及び副所長	所長 共通 特定 所長	副所長 及び担当 課長 共通 特定 課長 及び副所長	所長 共通 特定 所長	副所長 及び担当 課長 共通 特定 課長 及び副所長	
決裁事項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
調達契約	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 「市長が指定するもの」とは、災害応急に関するもの、新聞、追録、図書券、乗車券、単価協定品、新聞、ラジオ、テレビ等による広告等に係る料金（競争性が無いものに限る）、印刷料金（採用等の試験又は選考の問題集又は解答用紙の印刷に係るものに限る。）並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基つき買入れられる物品並びに同項第3号及び第4号の規定による契約に基つき提供する役務の料金をいう。 2 単価協定品の品目、金額、契約方法等については、

<p>2 単価協定品の品目、<u>価額</u>、契約方法等については、契約監理課長が別に定める。</p> <p>3 決定の項は経理契約の場合に適用する。</p> <p>4 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。</p>	<p>3 契約監理課長が別に定める。</p> <p>4 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。</p>	<p>1 施行決定には、直営工事の施行決定を含む。</p> <p>2 「その他」とは、契約事務手続規程第13条に規定するその他請負契約をいう。</p> <p>3 「市長が指定するもの」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項等並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。</p> <p>4 単価協定事項の項目、<u>価額</u>、契約方法等について、は、契約監理課長が別に定める。</p> <p>5 施行決定及び決</p>	<p>1 施行決定には、直営工事の施行決定を含む。</p> <p>2 「その他」とは、契約事務手続規程第13条に規定するその他請負契約をいう。</p> <p>3 「市長が指定するもの」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項等並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。</p> <p>4 単価協定事項の項目、<u>金額</u>、契約方法等について、は、契約監理課長が別に定める。</p> <p>5 施行決定及び決</p>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
請負	請負	工事	工事	施行決定	施行決定	又は契約	又は契約	又は製造	又は製造	その他	その他						

定による契約に基
づき借り入れる物
品をいう。

3 単価協定品の品
目、価額、契約方
法等については、
契約監理課長が別
に定める。

4 「市長が指定す
るもの(b)」とは、
電柱、電話ポック
ス、上下水道管、
ガス管、通路、自
動販売機その他こ
れらに類するもの
の設置のための材
料置場等のための
ものをいう。

5 不動産(市長が
指定するもの(b)
(一時的な材料置
場等のためのもの
を除く。))を除
く。については、
資産活用課長に合
議すること。

6 物品に係る契約
を更新する場合、
その内容に変更の
ないもの(消費税
に係る変更以外に
変更のないものを
含む。)については
は、第1類事業所
の所長が専決する
ことができる。

7 不動産に係る契

定による契約に基
づき借り入れる物
品をいう。

3 単価協定品の品
目、金額、契約方
法等については、
契約監理課長が別
に定める。

4 「市長が指定す
るもの(b)」とは、
電柱、電話ポック
ス、上下水道管、
ガス管、通路、自
動販売機その他こ
れらに類するもの
の設置のための材
料置場等のための
ものをいう。

5 不動産(市長が
指定するもの(b)
(一時的な材料置
場等のためのもの
を除く。))を除
く。については、
資産活用課長に合
議すること。

6 物品に係る契約
を更新する場合、
その内容に変更の
ないもの(消費税
に係る変更以外に
変更のないものを
含む。)については
は、第1類事業所
の所長が専決する
ことができる。

7 不動産に係る契

約を更新する場合
については、第1
類事業所長が専決
することとができ
る。この場合にお
いては、資産活用
課長に合議するこ
と。

8 不動産の項にお
ける決裁区分は、
地上権、地役権そ
の他これらに準ず
る権利の設定にお
ける定期の地代支
払及び収入の場合
に準用する。

9 不動産の賃料の
減免については、
局長の決裁を得る
こと。

10 賃料の納期につ
いて別段の定めを
する場合について
は、第1類事業所
の所長が専決する
ことができる。

11 変更について
は、変更後の賃料
の年額又は総額に
基づく決裁区分に
よるものとする。
ただし、減額によ
り、変更後の決裁
区分が変更前の決
裁区分よりも下位
の区分となる場合
は、上記にかかわ
らず変更前の決裁

約を更新する場合
については、第1
類事業所長が専決
することとができ
る。この場合にお
いては、資産活用
課長に合議するこ
と。

8 不動産の項にお
ける決裁区分は、
地上権、地役権そ
の他これらに準ず
る権利の設定にお
ける定期の地代支
払及び収入の場合
に準用する。

9 不動産の賃料の
減免については、
局長の決裁を得る
こと。

10 賃料の納期につ
いて別段の定めを
する場合について
は、第1類事業所
の所長が専決する
ことができる。

11 変更について
は、変更後の賃料
の年額又は総額に
基づく決裁区分に
よるものとする。
ただし、減額によ
り、変更後の決裁
区分が変更前の決
裁区分よりも下位
の区分となる場合
は、上記にかかわ
らず変更前の決裁

(職員の提案に関する規程の一部改正)

第2条 職員の提案に関する規程(昭和30年11月訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(提案審査会)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 会長は行財政局職員研修所長を、審査員は企画調整局企画課長、企画調整局<u>デジタル戦略部</u>担当課長(情報政策担当)、行財政局業務改革課長、行財政局人事課長、行財政局財務課長、建設局技術管理課長及び提案事項に関係のある所属の長をもって充てる。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(提案審査会)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 会長は行財政局職員研修所長を、審査員は企画調整局企画課長、企画調整局<u>情報化戦略部</u>担当課長(情報政策担当)、行財政局業務改革課長、行財政局人事課長、行財政局財務課長、建設局技術管理課長及び提案事項に関係のある所属の長をもって充てる。</p> <p>3～5 [略]</p>

(公文書管理規程の一部改正)

第3条 公文書管理規程(昭和35年4月訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1), (2) [略]</p> <p>(3) 局等 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室（以下「局」という。）、区役所並びに神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）<u>第137条</u>に規定する会計室をいう。</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>（公文書担当課の課長の職務）</p> <p>第4条の2 [略]</p> <p>2 区役所の公文書担当課（以下「区公文書担当課」という。）の課長又は<u>担当課長</u>は、前項の職務に加えて、当該区役所からの文書の発送の事務を処理する。</p> <p>（公文書主任）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（帳簿の作成）</p> <p>第7条 総務・文書改革担当課長及び区公文書担当課の課長又は<u>担当課長</u>は、文書収配簿（市役所又は区役所に到達する文書を所管課の公文書主任宛に配布する場合に記録する帳簿（電磁的記録を含む。以下同じ）をいう。以下同じ。）を作成するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1), (2) [略]</p> <p>(3) 局等 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室（以下「局」という。）、区役所並びに神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）<u>第136条</u>に規定する会計室をいう。</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>（公文書担当課の課長の職務）</p> <p>第4条の2 [略]</p> <p>2 区役所の公文書担当課（以下「区公文書担当課」という。）の課長は、前項の職務に加えて、当該区役所からの文書の発送の事務を処理する。</p> <p>（公文書主任）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（帳簿の作成）</p> <p>第7条 総務・文書改革担当課長及び区公文書担当課の課長は、文書収配簿（市役所又は区役所に到達する文書を所管課の公文書主任宛に配布する場合に記録する帳簿（電磁的記録を含む。以下同じ）をいう。以下同じ。）を作成するものとする。</p>

2 行財政局法務支援課長及び区公文書担当課の課長又は担当課長は、公示令達番号簿（条例，規則及び告示の公示並びに訓令及び内訓の令達をする場合に記録する帳簿をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

（記号及び番号）

第9条 文書に付する記号及び番号は、次に掲げるところによる。ただし、特に定めのあるものについては、この限りでない。

(1) 記号は、次の例示によること。ただし、これにより難いときは、公文書担当課の課長に合議の上、別に定めることができる。

ア 庁内文書

建総第 号（局課の場合）

建下経第 号（局部課の場合）

長総ま第 号（区役所の場合）

都臨第 号（事業所の場合）

イ [略]

(2) [略]

（到達した文書の取扱い）

第11条 総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長若しくは担当課長は、到達した文書を次に掲げるところにより処理し、所管課の公文書主任に配布する。ただし、総務・文書改革担当課長が配布するときは、原則として局の公文書担当課の課長を経由するものとする。

(1)～(4) [略]

第12条 公文書主任は、前条の規定に

2 行財政局法務支援課長及び区公文書担当課の課長は、公示令達番号簿（条例，規則及び告示の公示並びに訓令及び内訓の令達をする場合に記録する帳簿をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

（記号及び番号）

第9条 文書に付する記号及び番号は、次に掲げるところによる。ただし、特に定めのあるものについては、この限りでない。

(1) 記号は、次の例示によること。ただし、これにより難いときは、公文書担当課の課長に合議の上、別に定めることができる。

ア 庁内文書

建総第 号（局課の場合）

建下経第 号（局部課の場合）

長総総第 号（区役所の場合）

都新臨第 号（事業所の場合）

イ [略]

(2) [略]

（到達した文書の取扱い）

第11条 総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長は、到達した文書を次に掲げるところにより処理し、所管課の公文書主任に配布する。ただし、総務・文書改革担当課長が配布するときは、原則として局の公文書担当課の課長を経由するものとする。

(1)～(4) [略]

第12条 公文書主任は、前条の規定に

より配布された文書のほか、総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長若しくは担当課長を経由しないで所管課に到達した文書を次に掲げるところにより処理する。

(1), (2) [略]

(3) 所管課に総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長若しくは担当課長を経由しないで到達した文書のうち、電報、入札書、訴訟及び不服申立てに関する文書その他到達の日時がその法律効果に影響を及ぼすような文書で前号の規定により收受印を押したものは、收受印の下に收受時刻を記入し、取扱者の印を押すこと。

(4) [略]

(5) 前条の規定により配布された文書でその所管に属しないものは、文書により理由を付して総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長若しくは担当課長に返付すること。

(6), (7) [略]

第13条 執務時間外に到達する文書は、守衛その他宿直勤務又は日直勤務を行う者が次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前号の規定により送付した文書以外の文書は、これを一括して翌日の執務時間の初めに総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長若しくは担当課長（事業所にあつては、所管課長）に引き継ぐこと。ただし、神戸市の休日（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる休

より配布された文書のほか、総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長を経由しないで所管課に到達した文書を次に掲げるところにより処理する。

(1), (2) [略]

(3) 所管課に総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長を経由しないで到達した文書のうち、電報、入札書、訴訟及び不服申立てに関する文書その他到達の日時がその法律効果に影響を及ぼすような文書で前号の規定により收受印を押したものは、收受印の下に收受時刻を記入し、取扱者の印を押すこと。

(4) [略]

(5) 前条の規定により配布された文書でその所管に属しないものは、文書により理由を付して総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長に返付すること。

(6), (7) [略]

第13条 執務時間外に到達する文書は、守衛その他宿直勤務又は日直勤務を行う者が次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前号の規定により送付した文書以外の文書は、これを一括して翌日の執務時間の初めに総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長（事業所にあつては、所管課長）に引き継ぐこと。ただし、神戸市の休日（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる休日その他これに

日その他これに類する日が2日以上にわたる場合は、1日宿直ごとに区分けし、及び結束して交替者に引き継ぐこと。

(郵送等の手続)

第25条 市役所又は区役所における郵送に係る文書は、公文書主任において、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) 郵送に係る文書(次号及び第3号に掲げる文書を除く。)は、午後3時までに取りまとめ、郵送依頼票とともに総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長及び担当課長に送付しなければならない。

(2) 大量の郵送に係る文書については、あらかじめ総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長及び担当課長に連絡しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、料金後納制を利用することができる。

(3) [略]

2 総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長及び担当課長は、前項の規定により郵送に係る文書の送付を受けたときは、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1)～(3) [略]

3, 4 [略]

(文書による公示及び令達の取扱い)

第27条 文書による公示及び令達は、市長が行うものにあつては行財政局法務支援課長が、区長が行うものに

類する日が2日以上にわたる場合は、1日宿直ごとに区分けし、及び結束して交替者に引き継ぐこと。

(郵送等の手続)

第25条 市役所又は区役所における郵送に係る文書は、公文書主任において、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) 郵送に係る文書(次号及び第3号に掲げる文書を除く。)は、午後3時までに取りまとめ、郵送依頼票とともに総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長に送付しなければならない。

(2) 大量の郵送に係る文書については、あらかじめ総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長に連絡しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、料金後納制を利用することができる。

(3) [略]

2 総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長は、前項の規定により郵送に係る文書の送付を受けたときは、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1)～(3) [略]

3, 4 [略]

(文書による公示及び令達の取扱い)

第27条 文書による公示及び令達は、市長が行うものにあつては行財政局法務支援課長が、区長が行うものに

あつては区公文書担当課の課長又は担当課長が公示令達番号簿により番号を付し、保健所長及びこども家庭センター所長等が行うものにあつては当該所長等が順次番号を付した上、直ちに所定の手続をしなければならない。

2 [略]

別表第1（第3条関係）

所管課	所管課長
[略]	[略]
区役所支所の課	課長
[略]	[略]

あつては区公文書担当課の課長が公示令達番号簿により番号を付し、保健所長及びこども家庭センター所長等が行うものにあつては当該所長等が順次番号を付した上、直ちに所定の手続をしなければならない。

2 [略]

別表第1（第3条関係）

所管課	所管課長
[略]	[略]
区役所支所の課	課長
区役所出張所	所長
[略]	[略]

（広報印刷物等取扱規程の一部改正）

第4条 神戸市広報印刷物等取扱規程（昭和50年4月訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(合議)</p> <p>第6条 局長等は、広報印刷物等を作成しようとするとき（同一年度内に2回以上作成する広報印刷物等については、当該年度の最初に作成するときに限る。）は、あらかじめ、市長室長が定める様式による計画書に</p>	<p>(合議)</p> <p>第6条 局長等は、広報印刷物等を作成しようとするとき（同一年度内に2回以上作成する広報印刷物等については、当該年度の最初に作成するときに限る。）は、あらかじめ、市長室長が定める様式による計画書に</p>

市長室長が定める書類を添付して市長室広報戦略部広報コンテンツ担当課長（以下「広報コンテンツ担当課長」という。）に合議するものとする。

（登録）

第7条 広報コンテンツ担当課長は、前条の規定による合議を受けたときは、当該合議文書に登録番号を付けるものとする。

市長室長が定める書類を添付して市長室広報戦略部広報メディア企画担当課長（以下「広報メディア企画担当課長」という。）に合議するものとする。

（登録）

第7条 広報メディア企画担当課長は、前条の規定による合議を受けたときは、当該合議文書に登録番号を付けるものとする。

（公印取扱規程の一部改正）

第5条 神戸市公印取扱規程（昭和52年3月訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（電子計算機による公印）</p> <p>第6条 規則第9条の規定により、公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子印影」という。）を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を使用する場合は、次に掲げる手続による。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総務・文書改革担当課長は、前号の申請を承認するときは、企画調整局<u>デジタル戦略部</u>担当課長</p>	<p style="text-align: center;">（電子計算機による公印）</p> <p>第6条 規則第9条の規定により、公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子印影」という。）を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を使用する場合は、次に掲げる手続による。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総務・文書改革担当課長は、前号の申請を承認するときは、企画調整局<u>情報化戦略部</u>担当課長（情</p>

<p>(情報政策担当)と協議の上、電子印影の不当な使用、更新、破壊等を防止するシステム機能等を措置した上で、様式第7号による電子印使用承認書を交付する。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>報政策担当)と協議の上、電子印影の不当な使用、更新、破壊等を防止するシステム機能等を措置した上で、様式第7号による電子印使用承認書を交付する。</p> <p>2～4 [略]</p>
---	---

(電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の一部改正)

第6条 電子計算機処理に係るデータ保護管理規程(平成17年5月訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(データ保護管理者)</p> <p>第3条 データの保護その他の適正な管理を図るため、データ保護管理者(以下「保護管理者」という。)を置き、<u>企画調整局担当局長(DX担当)</u>をもって充てる。</p> <p>2 <u>企画調整局デジタル戦略部長及びデジタル戦略部</u>担当課長(情報政策担当)は、保護管理者を補佐する。</p> <p>3 保護管理者に対し、この訓令の規定による協議、報告その他の行為をするときは、企画調整局<u>デジタル戦略部</u>担当課長(情報政策担当)以下「情報政策担当課長」という。を経由して行うものとする。</p> <p>(報告及び検査)</p>	<p>(データ保護管理者)</p> <p>第3条 データの保護その他の適正な管理を図るため、データ保護管理者(以下「保護管理者」という。)を置き、<u>企画調整局長</u>をもって充てる。</p> <p>2 <u>企画調整局情報化戦略部長及び情報化戦略部</u>担当課長(情報政策担当)は、保護管理者を補佐する。</p> <p>3 保護管理者に対し、この訓令の規定による協議、報告その他の行為をするときは、企画調整局<u>情報化戦略部</u>担当課長(情報政策担当)以下「情報政策担当課長」という。を経由して行うものとする。</p> <p>(報告及び検査)</p>

第26条 [略]

2 [略]

3 保護管理者は、保護データの適正な管理を図るため、電子計算機設置課又は業務所管課における保護データの管理状況について行財政局行政管理課長（保護管理者が必要があると認める場合は、行財政局行政管理課長及び情報政策担当課長）に検査を行わせることができる。

第26条 [略]

2 [略]

3 保護管理者は、保護データの適正な管理を図るため、電子計算機設置課又は業務所管課における保護データの管理状況について行財政局法務支援課長（保護管理者が必要があると認める場合は、行財政局法務支援課長及び情報政策担当課長）に検査を行わせることができる。

（電子署名規程の一部改正）

第7条 電子署名規程（平成18年3月訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（電子署名）</p> <p>第3条 電子署名は、組織認証局が発行する電子署名カードにより行うものとする。ただし、特別の用途に用いる場合であって、行財政局業務改革課長を経由しての行財政局長及び企画調整局<u>デジタル戦略部</u>担当課長（マイナンバー推進担当）の合議（次条において「行財政局長等の合議」という。）を得たものについては、他の機関が発行する電子署名カードを用いて電子署名を行うことが</p>	<p>（電子署名）</p> <p>第3条 電子署名は、組織認証局が発行する電子署名カードにより行うものとする。ただし、特別の用途に用いる場合であって、行財政局業務改革課長を経由しての行財政局長及び企画調整局<u>情報化戦略部</u>担当課長（マイナンバー推進担当）の合議（次条において「行財政局長等の合議」という。）を得たものについては、他の機関が発行する電子署名カードを用いて電子署名を行うことが</p>

できる。 別表（第4条，第5条関係）		できる。 別表（第4条，第5条関係）	
電子署名に 用いる職名 等	当該電子署名に係るカー ド管理者	電子署名に 用いる職名 等	当該電子署名に係るカー ド管理者
[略]	[略]	[略]	[略]
区長	当該区役所総務部担当課 長（総務担当）	区長	当該区役所総務部総務課 長

（職員出勤簿取扱等規程の一部改正）

第8条 神戸市職員出勤簿等取扱規程（平成18年3月訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室，区役所並びに神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号） <u>第137条</u> に規定する会計室の職員をいう。ただし、常時勤務を要しない者（任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条	（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室，区役所並びに神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号） <u>第136条</u> に規定する会計室の職員をいう。ただし、常時勤務を要しない者（任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条

の規定により任用された職員をいう。)、育児短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)をいう。)、再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項の規定により任用された職員をいう。))及び会計年度任用職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)を除く。)

(2)～(4) [略]

の規定により任用された職員をいう。)、育児短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)をいう。)、再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項の規定により任用された職員をいう。))及び会計年度任用職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)を除く。)

(2)～(4) [略]

附 則

この訓令は、令和3年5月31日から施行し、この訓令による改正後の神戸市長の権限に属する事務の専決規程、職員の提案に関する規程、公文書管理規程、神戸市広報印刷物等取扱規程、神戸市公印取扱規程、電子計算機処理に係るデータ保護管理規程、電子署名規程及び神戸市職員出勤簿等取扱規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

告 示

神戸市告示第125号

次の認定特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第53条第1項による届出を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 該当の認定特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ローンボウルズ日本

(2) 主たる事務所の所在地

神戸市西区桜が丘東町2丁目5番地の10

(3) 代表者の氏名

児島 久雄

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名を「奥田 昭」から「児島 久雄」に変更する。

3 変更の年月日

令和3年4月4日

神戸市告示第126号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月21日

神戸市長 久 元 喜 造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様 式	書 体	
公務従事車両証明書	消防局長 の印	43	隸書	方21

神戸市告示第127号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月21日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
八多町柳谷自治会
- (2) 主たる事務所
神戸市北区八多町柳谷1070番地
- (3) 代表者の氏名
蓮池 秀樹
- (4) 代表者の住所
神戸市北区八多町柳谷1070番地

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 主たる事務所の所在地
「神戸市北区八多町柳谷1097番地」を「神戸市北区八多町柳谷1070番地」に改める。
- (2) 代表者の氏名
「當坂 謙二」を「蓮池 秀樹」に改める。
- (3) 代表者の住所
「神戸市北区八多町柳谷1097番地」を「神戸市北区八多町柳谷1070番地」に改める。

3 変更の年月日

令和3年3月21日

神戸市告示第128号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月21日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
大道星自治会
- (2) 主たる事務所
神戸市西区岩岡町岩岡475番地の2
- (3) 代表者の氏名
山崎 和弘
- (4) 代表者の住所
神戸市西区岩岡町岩岡523番地

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 平成29年4月1日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「木下 一」を「久森 貞夫」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市西区岩岡町岩岡492番地」を「神戸市西区岩岡町岩岡569番地の13」に改める。

(2) 平成31年4月1日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「久森 貞夫」を「山崎 和弘」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市西区岩岡町岩岡569番地の13」を「神戸市西区岩岡町岩岡523番地」に改める。

神戸市告示第129号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月21日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

日下部城南自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区道場町日下部1569番地

(3) 代表者の氏名

村上 隆規

(4) 代表者の住所

神戸市北区道場町日下部970番地の5

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「伊達 隆」を「村上 隆規」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区道場町日下部1812番地の3」を「神戸市北区道場町日下部970番地の5」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月1日

神戸市告示第130号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定

により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月21日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
多聞若葉台自治会
- (2) 主たる事務所
神戸市垂水区西脇2丁目2番15号
- (3) 代表者の氏名
松元 敏昭
- (4) 代表者の住所
神戸市垂水区西脇2丁目2番15号

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 主たる事務所の所在地
「神戸市垂水区西脇2丁目5番18号」を「神戸市垂水区西脇2丁目2番15号」に改める。
- (2) 代表者の氏名
「森本 和成」を「松元 敏昭」に改める。
- (3) 代表者の住所
「神戸市垂水区西脇2丁目5番18号」を「神戸市垂水区西脇2丁目2番15号」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月4日

神戸市告示第131号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月21日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
学が丘4丁目自治会
- (2) 主たる事務所
神戸市垂水区学が丘4丁目24番18-1号
- (3) 代表者の氏名
前田 寛子
- (4) 代表者の住所
神戸市垂水区学が丘4丁目24番18-1号

2 変更があった事項及びその内容**(1) 主たる事務所の所在地**

「神戸市垂水区学が丘4丁目22番12号」を「神戸市垂水区学が丘4丁目24番18-1号」に改める。

(2) 代表者の氏名

「小國 叔信」を「前田 寛子」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市垂水区学が丘4丁目22番12号」を「神戸市垂水区学が丘4丁目24番18-1号」に改める。

3 変更の年月日

令和3年3月28日

神戸市告示第132号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月21日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

押部谷町木津自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区押部谷町木津654番地

(3) 代表者の氏名

笹山 太之

(4) 代表者の住所

神戸市西区押部谷町木津406番地

2 変更があった事項及びその内容**(1) 代表者の氏名**

「中村 勝俊」を「笹山 太之」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区押部谷町木津521番地」を「神戸市西区押部谷町木津406番地」に改める。

3 変更の年月日

令和2年4月1日

神戸市告示第133号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月21日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

神戸ローズタウン自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区玉津町高津橋993番地の2

(3) 代表者の氏名

坂田 純子

(4) 代表者の住所

神戸市西区玉津町高津橋996番地の7

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「山口 和弘」を「坂田 純子」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区玉津町高津橋999番地の7」を「神戸市西区玉津町高津橋996番地の7」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月4日

神戸市告示第134号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月21日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

ラビュー学園南小東台自治会

(2) 主たる事務所

神戸市垂水区小東台868番地の974

(3) 代表者の氏名

辰 雅俊

(4) 代表者の住所

神戸市垂水区小塚台868番地の1074

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「熊谷 洋」を「辰 雅俊」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市垂水区小束台868番地の1088」を「神戸市垂水区小塚台868番地の1074」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月4日

神戸市告示第135号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

本多聞6丁目自治会

(2) 主たる事務所

神戸市垂水区本多聞6丁目14番23号

(3) 代表者の氏名

田中 耕二

(4) 代表者の住所

神戸市垂水区本多聞6丁目14番23号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市垂水区本多聞6丁目17番10号」を「神戸市垂水区本多聞6丁目14番23号」に改める。

(2) 代表者の氏名

「西松 央一」を「田中 耕二」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市垂水区本多聞6丁目17番10号」を「神戸市垂水区本多聞6丁目14番23号」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月17日

神戸市告示第136号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月21日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
寺谷自治会
- (2) 主たる事務所
神戸市西区櫛谷町寺谷1696番地の1
- (3) 代表者の氏名
高尾 茂樹
- (4) 代表者の住所
神戸市西区櫛谷町寺谷809番地の8の2

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「前山 敏弘」を「高尾 茂樹」に改める。
- (2) 代表者の住所
「神戸市西区櫛谷町寺谷254番地」を「神戸市西区櫛谷町寺谷809番地の8の2」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月1日

神戸市告示第137号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月21日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
水谷南自治会
- (2) 主たる事務所
神戸市西区玉津町水谷615番地の12
- (3) 代表者の氏名
東 順三
- (4) 代表者の住所

神戸市西区玉津町水谷615番地の12

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市西区玉津町水谷3番地の4」を「神戸市西区玉津町水谷615番地の12」に改める。

(2) 代表者の氏名

「今西 健一」を「東 順三」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市西区玉津町水谷3番地の4」を「神戸市西区玉津町水谷615番地の12」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月11日

神戸市告示第138号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

見山台自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区大池見山台1番地の1

(3) 代表者の氏名

眞野 太樹彦

(4) 代表者の住所

神戸市北区大池見山台14番地の37

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「兼子 雅由」を「眞野 太樹彦」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区大池見山台14番地の116」を「神戸市北区大池見山台14番地の37」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月11日

神戸市告示第139号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定

により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月21日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

ファミリータウン鈴蘭台自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区鈴蘭台西町4丁目13番1号

(3) 代表者の氏名

久本 修

(4) 代表者の住所

神戸市北区鈴蘭台西町4丁目10番24号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「砂川 章」を「久本 修」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区鈴蘭台西町4丁目9番67号」を「神戸市北区鈴蘭台西町4丁目10番24号」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月11日

神戸市告示第140号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第9条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月24日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様 式	書 体	
小児慢性特定疾病指定医 指定通知書	市長の印	2	隸書	方24
児童福祉法第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について	市長の印	2	隸書	方24

神戸市告示第141号

令和3年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）第15条第1項及び第2項の規定により基礎賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年5月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 所得割に係る基礎賦課額の保険料率
令和3年度の基礎控除後の総所得金額等の額に対し 8.81%
 - 2 被保険者均等割に係る基礎賦課額の保険料率
被保険者1人当たり 34,260円
 - 3 世帯別平等割に係る基礎賦課額の保険料率
1世帯当たり 23,650円
-

神戸市告示第142号

令和3年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号。以下「条例」という。）第15条の10第1項及び同条第2項において準用する条例第15条第2項の規定により後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、条例第15条の10第2項において準用する条例第15条第3項の規定により告示する。

令和3年5月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 所得割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
令和2年度の基礎控除後の総所得金額等の額に対し 3.30%
 - 2 被保険者均等割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
被保険者1人当たり 12,450円
 - 3 世帯別平等割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
1世帯当たり 8,590円
-

神戸市告示第143号

令和3年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号。以下「条例」という。）第15条の19第1項及び同条第2項において準用する条例第15条第2項の規定により介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、条例第15条の19第2項において準用する条例第15条第3項の規定により告示する。

令和3年5月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 所得割に係る介護納付金賦課額の保険料率
介護納付金賦課被保険者に係る令和2年度の基礎控除後の総所得金額等の額に対し 3.02%

- 2 被保険者均等割に係る介護納付金賦課額の保険料率
介護納付金賦課被保険者1人当たり 13,890円
- 3 世帯別平等割に係る介護納付金賦課額の保険料率
1世帯当たり 6,760円

神戸市告示第159号

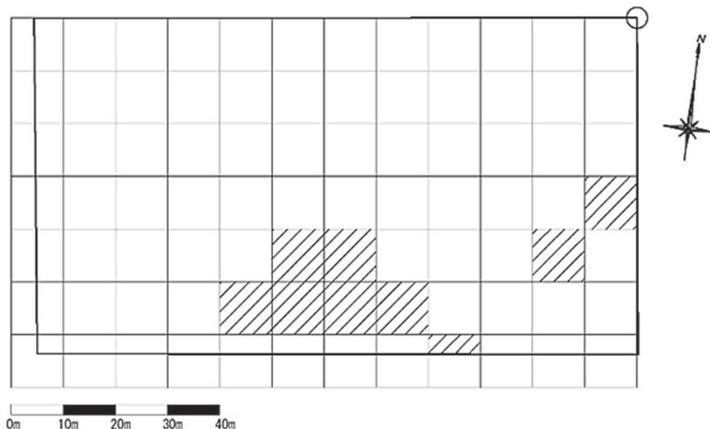
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定する区域
兵庫区遠矢浜町28番1の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物

別図



<凡例>

- 起点
- 敷地境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域

<起点>

起点は、兵庫区遠矢浜町28番1の敷地境界最北端とする。

<格子の回転角度>

82° 36' 28"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

神戸市告示第160号

神戸市立博物館条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、令和3年度の神戸市立博物館の開館日を、次のとおり変更する。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1. 臨時開館日

令和3年5月31日（月曜日）、令和3年6月7日（月曜日）

2. 臨時休館日を開館する日

令和3年6月8日（火曜日）及び9日（水曜日）

神戸市告示第161号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

舞多聞西 風の丘クラブ

(2) 主たる事務所

神戸市垂水区舞多聞西1丁目12番12号

(3) 代表者の氏名

矢野 伸幸

(4) 代表者の住所

神戸市垂水区舞多聞西1丁目12番12号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市垂水区舞多聞西1丁目9番11号」を「神戸市垂水区舞多聞西1丁目12番12号」に改める。

(2) 代表者の氏名

「中坂 勇氣」を「矢野 伸幸」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市垂水区舞多聞西1丁目9番11号」を「神戸市垂水区舞多聞西1丁目12番12号」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月17日

神戸市告示第162号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

西脇自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区岩岡町西脇字山ノ神279番地の4

(3) 代表者の氏名

萬谷 保

(4) 代表者の住所

神戸市西区岩岡町西脇375番地の3

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「佐藤 雅己」を「萬谷 保」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区岩岡町西脇886番地の2」を「神戸市西区岩岡町西脇375番地の3」に改める。

3 変更の年月日

令和2年4月1日

神戸市告示第163号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

西河原自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区玉津町西河原245番地の3

(3) 代表者の氏名

芝山 正秋

(4) 代表者の住所

神戸市西区玉津町西河原245番地の3

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市西区玉津町西河原32番地の1」を「神戸市西区玉津町西河原245番地の3」に改める。

(2) 代表者の氏名

「安井 義重」を「芝山 正秋」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市西区玉津町西河原32番地の1」を「神戸市西区玉津町西河原245番地の3」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月4日

神戸市告示第177号

神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第28条の3第1項の規定により次に掲げる建築物を景観形成重要建築物等として指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

1 名称

山下家住宅

2 所在地

神戸市北区有野町有野字白原3675番地

神戸市告示第178号

神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第28条の3第1項の規定により次に掲げる建築物を景観形成重要建築物等として指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

1 名称

稲葉家住宅

2 所在地

神戸市北区長尾町上津字上所垣内2499番地

神戸市告示第179号

神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第28条の3第1項の規定により次に掲げる建築物を景観形成重要建築物等として指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

- 1 名称
田中家住宅
- 2 所在地
神戸市北区山田町原野字北子4番地

神戸市告示第180号

神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第28条の3第1項の規定により次に掲げる建築物を景観形成重要建築物等として指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

- 1 名称
中川家住宅
- 2 所在地
神戸市西区押部谷町木見字橋ヶ谷574番地

神戸市告示第181号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次に掲げる学校に係る補食給食食券代金の徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

- 1 学校名及び受託者

学 校 名	委 託 先
神戸市立神戸工科高等学校	大阪府中央区南本町1丁目7番15号 株式会社馬渕商事大阪支店 支店長 吉松 康成
神戸市立楠高等学校	神戸市兵庫区御崎本町2丁目2番1号 鶴家給食 代表者 石田 邦子

神戸市立摩耶兵庫高等学校

神戸市須磨区板宿町3丁目7番24号
株式会社とくしま
代表取締役 大西 政雄

2 委託を開始した日

令和3年4月1日

神戸市告示第182号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月8日

神戸市長 久元 喜造

名 称	所 在 地	指定年月日
プラザ薬局 JR摩耶店	神戸市灘区灘北通5丁目9番1号	令和3年5月1日
訪問看護ステーションあさんて・はな	神戸市兵庫区塚本通6丁目1番3号	令和3年4月1日
訪問看護ステーションつばめ	神戸市長田区房王寺町7丁目1番7号	令和3年1月11日
アネックス湊川訪問看護ステーション	神戸市北区南五葉6丁目10番12号	令和3年5月1日
訪問看護ステーションココエル西大池	神戸市北区西大池2丁目7番49号	令和3年5月1日
さきそびあ訪問看護ステーション	神戸市西区玉津町出合203番の2	令和3年4月1日
訪問看護・リハビリステーションわたぼうしWEST	神戸市西区井吹台西町3丁目18番6号	令和3年5月1日

神戸市告示第183号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	変更年月日
(新)医療法人社団紫高会伊 川谷北病院	神戸市西区池上1丁目7番18号	令和3年3月1日
(旧)医療法人社団しらさぎ 会さぎの病院		

神戸市告示第184号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
岡医院	神戸市東灘区魚崎南町3丁目5番17号	令和3年4月11日
訪問看護ステーションあさん て・はな	神戸市兵庫区大同町1丁目2番1号	令和3年3月31日
訪問看護ステーションわたぼ うしサテライトWEST	神戸市西区井吹台西町3丁目18番6号	令和3年4月30日

神戸市告示第185号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
こころ整体整骨院	大野 雄大	神戸市灘区森後町3丁目5番41号	令和3年3月1日
らいぶ鍼灸整骨院	山下 大作	神戸市東灘区住吉東町5丁目1番38号	令和3年5月1日

2 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
稲垣鍼灸マッサージ治療院	西谷 美紀	神戸市長田区大塚町1丁目4番24号	令和3年5月1日

3 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
訪問鍼灸 たか	吉川 奈々愛	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16番1号	令和3年5月1日
訪問鍼灸 たか	白川 裕幸	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16番1号	令和3年5月1日

神戸市告示第186号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
訪問看護ステーションあさんて・はな	神戸市兵庫区塚本通6丁目1番3号	株式会社なごみ	神戸市兵庫区中道通7丁目1番3号	令和3年4月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
ヘルパーステーションあさんて	神戸市兵庫区塚本通6丁目1番3号	株式会社なごみ	神戸市兵庫区中道通7丁目1番3号	令和3年4月1日	訪問介護
株式会社サークルライフ	神戸市須磨区多井畑東町4-1	株式会社サークルライフ	神戸市須磨区多井畑南町35番地の14	平成25年3月20日	訪問介護
ケアマネステーションわたぼうし	神戸市須磨区妙法寺字藪中1242番地	医療法人社団林山朝日診療所	神戸市長田区林山町7番地の5	令和3年5月1日	居宅介護支援

神戸市告示第187号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新)医療法人社団紫高会 伊川谷北病院 (旧)医療法人社団しらさぎ会 さぎの病院	神戸市西区池上1丁目7番18号	医療法人社団紫高会	神戸市西区池上1丁目7番18号	令和3年3月1日	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導

神戸市告示第188号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
訪問看護ステーションあさんて・はな	神戸市兵庫区大同町1丁目2番1号	株式会社なごみ	神戸市兵庫区中道通7丁目1番3号	令和3年3月31日	訪問看護 介護予防訪問看護

訪問看護ステーションわたぼうしサテライトWEST	神戸市西区井吹台西町3丁目18番6号	医療法人社団 林山朝日診療所	神戸市須磨区妙法寺字藪中1242	令和3年4月30日	訪問看護 介護予防訪問看護
ヘルパーステーションあさんて	神戸市兵庫区中道通7丁目1番3号	株式会社なごみ	神戸市兵庫区中道通7丁目1番3号	令和3年3月31日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社サークルライフ	神戸市須磨区友が丘8丁目109番地	株式会社サークルライフ	神戸市須磨区友が丘8丁目109番地	平成25年3月19日	訪問介護 介護予防訪問介護
マリーゴールド ケアサービス	神戸市垂水区高丸4丁目8番21号	株式会社マリーゴールド	神戸市垂水区神陵台7丁目3番10号	令和3年1月31日	居宅介護支援

神戸市告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年6月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年6月22日まで一般の縦覧に供する。

令和3年6月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	池上北28号線	神戸市西区池上4丁目22番1地先から	新	2.10	4.00
		神戸市西区池上4丁目22番1地先まで	旧	2.10	4.00

神戸市告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和3年6月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年6月22日まで一般の縦覧に供する。

令和3年6月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	神出西18号線	神戸市西区神出町宝勢字木屋池ノ上 3152番地先から 神戸市西区神出町宝勢字木屋池ノ上 3154番地先まで	51.20	最大 5.80 最小 5.10
	神出西19号線	神戸市西区神出町宝勢字上場中筋 3281番地先から 神戸市西区神出町宝勢字上場中筋 3287番地先まで	46.40	最大 5.70 最小 5.30
	神出西20号線	神戸市西区神出町宝勢字上場中筋 3260番地先から 神戸市西区神出町宝勢字上場中筋 3265番地先まで	60.10	最大 7.10 最小 5.60
	神出西21号線	神戸市西区神出町宝勢字上場中筋 3294番地先から 神戸市西区神出町宝勢字上場中筋 3352番地先まで	543.50	最大 10.60 最小 4.90
	神出西22号線	神戸市西区神出町宝勢字木屋池尻 3150番地先から 神戸市西区神出町宝勢字木屋池尻 3142番2地先まで	108.20	最大 6.10 最小 4.30
	神出西23号線	神戸市西区神出町宝勢字木屋池尻 3133番地先から 神戸市西区神出町宝勢字中場三軒屋 南3568番地先まで	275.30	最大 9.80 最小 6.40
	神出西24号線	神戸市西区神出町宝勢字木屋池尻 3100番地先から 神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市 3192番2地先まで	71.60	最大 6.00 最小 5.20
	神出西25号線	神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市 3175番地先から 神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市 3153番地先まで	189.40	最大 6.40 最小 4.50
	神出西26号線	神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市	79.30	最大 6.30

	3161番地先から 神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市 3166番地先まで		最小 4.40
神出西27号線	神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市 3169番地先から 神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市 3135番地先まで	252.60	最大 5.70 最小 4.00
神出西28号線	神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市 3135番地先から 神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市 3275番1地先まで	332.20	最大 6.80 最小 4.10
神出西29号線	神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市 3274番地先から 神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市 3320番地先まで	83.40	最大 5.50 最小 4.50
神出西30号線	神戸市西区岩岡町岩岡字四ツ塚3339 番地先から 神戸市西区岩岡町岩岡字四ツ塚3329 番地先まで	224.30	最大 7.70 最小 4.50
神出西31号線	神戸市西区岩岡町岩岡字四ツ塚3353 番1地先から 神戸市西区岩岡町岩岡字四ツ塚3357 番2地先まで	196.60	最大 9.00 最小 5.20
神出西32号線	神戸市西区神出町宝勢字上場中筋 3307番地先から 神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市 3278番5地先まで	1429.40	最大 7.60 最小 4.00
神出西33号線	神戸市西区神出町宝勢字上場中筋 3320番地先から 神戸市西区神出町宝勢字中場三軒屋 1905番3地先まで	172.30	最大 6.40 最小 4.20
神出西34号線	神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市 3200番地先から 神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市 3255番地先まで	476.60	最大 6.00 最小 4.70
神出西35号線	神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市 3239番地先から 神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市	207.80	最大 6.90 最小 4.40

	1983番1地先まで		
神出西36号線	神戸市西区神出町宝勢字上場中筋 3344番地先から 神戸市西区神出町宝勢字上場中筋 3323番地先まで	304.10	最大 6.30 最小 4.80
神出西37号線	神戸市西区神出町宝勢字中場三軒屋 南3528番1地先から 神戸市西区神出町宝勢字中場三軒屋 南3559番地先まで	204.10	最大 8.10 最小 4.90
神出西38号線	神戸市西区神出町宝勢字中場三軒屋 南3568番地先から 神戸市西区岩岡町岩岡字和田ヶ市 3207番地先まで	285.60	最大 6.80 最小 6.20
神出西39号線	神戸市西区神出町宝勢字中場三軒屋 南3581番地先から 神戸市西区神出町宝勢字中場三軒屋 南3584番地先まで	80.80	最大 6.10 最小 5.90
神出西40号線	神戸市西区神出町宝勢字上場道東 3168番2地先から 神戸市西区神出町宝勢字上場道東 3197番地先まで	215.20	最大 8.10 最小 5.10
神出西41号線	神戸市西区神出町宝勢字道北4075番 1地先から 神戸市西区神出町宝勢字上場道東 3221番地先まで	217.50	最大 6.30 最小 4.90
神出西42号線	神戸市西区神出町宝勢字上場道西 3245番地先から 神戸市西区神出町池田字上場38番1 地先まで	541.70	最大 7.30 最小 3.30
神出西43号線	神戸市西区神出町宝勢字上場北筋 3376番地先から 神戸市西区神出町宝勢字上場北筋 3390番5地先まで	108.50	最大 5.80 最小 4.70
神出西44号線	神戸市西区神出町宝勢字上場西筋 1860番1地先から 神戸市西区神出町宝勢字上場西筋 3457番1地先まで	55.30	最大 5.50 最小 5.20

神出西45号線	神戸市西区神出町宝勢字中場三軒屋 3500番地先から 神戸市西区神出町宝勢字中場角力場 3640番地先まで	154.90	最大 6.10 最小 4.80
神出西46号線	神戸市西区神出町宝勢字中場角力場 3647番地先から 神戸市西区神出町宝勢字中場六反場 3616番地先まで	802.50	最大 6.10 最小 2.90
神出西47号線	神戸市西区神出町宝勢字上場北筋 3382番地先から 神戸市西区神出町宝勢字上場西筋 3469番地先まで	298.40	最大 7.20 最小 4.00
神出西48号線	神戸市西区神出町宝勢字上場道西 1655番3地先から 神戸市西区神出町宝勢字下場北筋 3675番地先まで	995.50	最大 8.00 最小 3.20
神出西49号線	神戸市西区神出町宝勢字中場六反場 3591番地先から 神戸市西区神出町宝勢字中場六反場 3614番地先まで	236.80	最大 5.30 最小 4.30
神出西50号線	神戸市西区神出町宝勢字上場中筋 1753番6地先から 神戸市西区神出町宝勢字中場三軒屋 3480番地先まで	189.70	最大 10.10 最小 6.60
神出西51号線	神戸市西区神出町宝勢字上場西筋 3429番地先から 神戸市西区神出町宝勢字中場六反場 3616番地先まで	199.70	最大 13.10 最小 7.40

神戸市告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年6月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年6月22日まで一般の縦覧に供する。

令和3年6月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	岩岡里40号線	神戸市西区岩岡町岩岡字和田ケ市3296番地先から 神戸市西区岩岡町岩岡字和田ケ市2054番16地先まで	新	74.90	最大 8.60 最小 2.55
			旧	74.90	最大 2.70 最小 2.55

神戸市告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により、市道路線を次のように廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

廃止する市道路線

県営土地改良事業神出地区内の第1-1工区内の従前の市道路線。ただし、岩岡里40号線を除く。

神戸市告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年6月22日まで一般の縦覧に供する。

令和3年6月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
県道	宝塚唐櫃線	神戸市北区有馬町字ウツギ谷1302番15地先から 神戸市北区有馬町字ウツギ谷1302番6地先まで	新	19.50	最大 8.90 最小 8.70
			旧	19.50	最大 9.90 最小 8.70

公 告

神戸市公告第176号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	深江駅前自転車駐車場管理事務所他整備電気設備工事
工事場所	神戸市東灘区深江北町3丁目1
完成期限	令和3年9月30日
工事概要	深江駅前自転車駐車場及びその管理事務所整備に伴う電気設備工事一式
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
等級	電気一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で

あること。

・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月21日（金）～5月28日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年5月31日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月1日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月2日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第177号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月21日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	玉坂トンネル補修工事
工事場所	神戸市須磨区東落合1丁目
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	ひび割れ補修工, ひび割れ充填工, 断面修復工, 表面含浸工
前 払 金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	とび・土工工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「土木専門・とび・土工」を登録業種としていること(希望順位は問わない)。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。

- (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月21日（金）～6月4日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月7日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月8日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について

「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月9日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第178号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月21日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	外浜町2丁目地区他污水管改築更新工事（その2）
工事場所	神戸市須磨区外浜町2丁目他
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	管きよ更生工 φ200 L=2.15m, φ250 L=515.19m, φ300 L=3.49m,

	管きょ工(布設) K1φ200 L=137.60m, K1φ250 L=234.82m, 管きょ工(撤去) HPφ200 L=0.98m, HPφ250 L=365.10m, マンホール工 一式, 取付管及びます工 一式, 付帯工 一式
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は, 開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は, 特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は, 特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「管更生」を希望業種として登録していること(希望順位は問わない)。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 公益財団法人「日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を有する管更生工法で, 当該工事の全ての本管径に対応するいずれかの工法の使用が可能であること。また, 配置予定技術者については, 次の①及び②に該当する技術者とする。</p> <p>①上記工法に関する施工監理技術の研修又は講習を修了した者。</p> <p>②下水道管路更生管理技士(一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会), 下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)(公益社団法人 日本下水道管路管理業協会)又は, 下水道管きょ更生施工管理技士(一般社団法人 日本管更生技術協会)の資格を有する者。</p> <p>(4) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお, 工事実績がない場合については, 65点未満とみなす。 <p>(5) 契約監理課発注工事を, 低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
 ※なお、(4)(5)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
 ※なお、(2)(4)(5)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月21日（金）～6月4日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月7日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月8日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月9日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第179号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月21日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	ポートアイランド化学品上屋消防設備更新工事
工事場所	神戸市中央区港島8丁目7
完成期限	令和3年9月30日
工事概要	ポートアイランド化学品上屋の消防設備更新工事1式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	消防施設工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「消防施設」を希望業種として登録していること（希望順位は問わない）。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）

	<p>である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	---

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課 (電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月21日(金)～5月28日(金) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年5月31日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月1日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については

入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月2日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第192号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	番町住宅20号棟耐震及び外壁改修他工事
工事場所	神戸市長田区四番町4丁目
完成期限	令和4年11月30日
工事概要	昭和50年度建設 SRC造14階建 1棟 共同住宅（111戸） 延床面積 6,497㎡ 1 耐震改修工事 閉塞住戸（24戸）への鉄骨ブレース補強工事（36構面） 一式、

	<p>共用部壁開口閉鎖工事（1箇所）一式， 上記に伴う設備改修工事一式</p> <p>2 外壁改修他工事 外壁改修工事一式，防水改修工事一式，塗装改修工事一式， その他改修工事一式，屋外付帯改修工事一式</p> <p>3 スロープ改修工事 玄関の東西両側既存スロープ改修工事一式</p>
前払金	各会計年度ごとに，当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は，開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	<p>建築工事業に係る建設業の許可</p> <p>下請契約の合計金額が6,000万円以上となる場合には，特定建設業の許可を必要とします。</p>
等級	<p>建築一般A</p> <p>ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。</p>
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお，工事实績がない場合については，65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお，工事实績がない場合については，70点未満とみなす。 <p>※なお，(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは，契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事</p>

を除く。), 及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
 ※なお, (2)(3)(4)中の「開札予定日」は, 事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」, 事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
 契約監理課 (電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については, 入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月26日(水)～6月8日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く, 電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年6月9日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月10日(木) 午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより, 当該入札案件を検索の後, 当該入札案件について「入札書」を送信した後, 「入札書」, 「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し, 印刷, 保存すること。なお, 「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年6月11日(金) 午前10時30分
方法	開札後, 開札結果に応じて, 以下の通知書を電子入札システムにより発行するので, その内容を確認し, 印刷, 保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は, 無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり, 又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。

- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第193号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	西神住宅団地 第二センターブリッジ架替工事
工事場所	神戸市西区糀台5丁目
完成期限	令和4年3月31日 ただし、予算繰越の上は令和4年9月30日
工事概要	歩道橋架替工 1式
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	鋼構造物工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「橋梁」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。
経営事項審査の結果の点数	経営事項審査の結果において、鋼橋上部工事の総合評点値が800点以上
施工実績	鋼床版の橋梁上部工製作及び架設工事を、元請として平成18年度以降に完成させた実績があること。 なお、共同企業体の構成員として施工したものは、出資比率が30%以上の

	場合に限り実績に含める。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店又は支店若しくはこれに準じるものを有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月26日（水）～6月8日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月9日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月10日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月11日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第194号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	神戸総合運動公園中央橋伸縮装置取替工事
-------	---------------------

工事場所	神戸市須磨区緑台
完成期限	令和3年11月30日
工事概要	伸縮装置撤去工, 伸縮装置設置工, 仮設工
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は, 開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は, 特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	鋼構造物工事業の建設業の許可 ただし, 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は, 特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「橋梁」を登録業種としていること(希望順位は問わない)。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお, 工事実績がない場合については, 65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を, 低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお, 工事実績がない場合については, 70点未満とみなす。 <p>※なお, (3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは, 契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。), 及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお, (2)(3)(4)中の「開札予定日」は, 事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」, 事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月26日（水）～6月1日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月2日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月3日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月4日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手	無
-----------------------------------	---

方との随意契約により締結する予定の有無	
---------------------	--

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第195号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	鹿の子台小学校他2校空調設備改修工事
工事場所	神戸市北区唐櫃台4-36-1他
完成期限	令和3年10月29日
工事概要	鹿の子台小学校他2校の空調設備を新設、改修する機械設備工事一式。上記に伴う電気設備工事一式。
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可
等級	管一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落</p>

札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月26日（水）～6月1日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年6月2日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月3日（木）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年6月4日（金）午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合

「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第196号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	阪神深江駅前駐輪場整備工事
工事場所	神戸市東灘区深江北町3丁目
完成期限	令和3年10月29日
工事概要	駐輪場整備工1式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場

	合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	<p>令和3年5月26日（水）～6月1日（火）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
------	--

提出場所	契約監理課
------	-------

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月2日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月3日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月4日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第197号

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	多聞南小学校長寿命化改修他工事
工事場所	神戸市垂水区本多聞5丁目2-1
完成期限	令和5年1月20日
工事概要	校舎棟長寿命化改修工事及び内装スケルトン改修工事 昇降口棟，屋内運動場，給食室棟，地域開放棟新築工事 上記に伴う屋外付帯工事一式
前払金	各会計年度ごとに，当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	特定建設工事共同企業体
構成員の数	2社又は3社
共同企業体の各構成員（代表者を含む）に関する条件	
建設業の許可	建築工事業に係る特定建設業の許可
経営事項審査の結果点数	経営事項審査の結果において，建築一式工事の総合評定値が900点以上。
等級	建築A
その他	神戸市内に本店を有すること。
共同企業体の代表者に関する条件	
経営事項審査の結果点数	経営事項審査の結果において，建築一式工事の総合評定値が1,000点以上
その他	出資比率が，構成員中最大であること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については，入札説明書等によります。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出方法

受付期間	令和3年5月26日（水）～6月9日（水） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
------	---

	<p>※紙書類を郵送で提出する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに契約監理課に必着のこと。</p> <p>※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和3年6月28日(月) 午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和3年6月29日(火) 午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。</p>

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月30日(水) 午前10時30分
方 法	<p>開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>ア 落札者がある場合 「落札者決定通知書」</p> <p>イ 低入札価格調査の実施等により保留する場合 「保留通知書」</p> <p>ウ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」</p> <p>エ 再入札の場合 「再入札通知書」</p>

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

神戸市公告第198号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	元町北会館（神戸幼稚園）受変電設備更新工事
工事場所	神戸市中央区北長狭通4丁目9-5
完成期限	令和3年10月22日
工事概要	元町北会館における、地階電気室の高圧受変電設備の更新及びそれに伴う電気設備工事一式。
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において、「電気専門」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月26日（水）～6月1日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月2日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月3日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月4日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第199号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	P C 18コンテナターミナル事務所他とりこわし工事(東エリア)
工事場所	神戸市中央区港島8丁目
完成期限	令和3年8月13日
工事概要	1 A-1棟(S造4階建 延べ1,197.29m ²)の解体撤去工事 一式 2 A-2棟(CB造1階建 延べ5.53m ²)の解体撤去工事 一式 3 B棟(木造2階建 延べ114.10m ²)の解体撤去工事 一式 4 C棟(木造2階建 延べ52.98m ²)の解体撤去工事 一式 5 D棟(木造2階建 延べ225.24m ²)の解体撤去工事 一式 6 上記に伴う設備工事一式
前 払 金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	解体工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「解体」を希望業種として登録していること(希望順位は問わない)。

その他

- (1) 神戸市内に本店を有すること。
- (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
- (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月26日（水）～ 6月1日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月2日（水）午前9時～午後8時
-----	---------------------------

	第2日目 令和3年6月3日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月4日(金) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第200号

簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	メリケンパーク緑地改修工事
工事場所	神戸市中央区波止場町
完成期限	令和4年1月31日
工事概要	鋼橋製作・架設工1式， 緑地施設整備工1式， 橋台工1式， 舗装工1式， 擁壁工 1式
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は，簡易型（実績確認型）総合評価落札方式を適用し，開札後に入札参加資格の審査を行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は，特定建設業許可を要します。
等級	土木A ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお，工事実績がない場合については，65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお，工事実績がない場合については，70点未満とみなす。 <p>※なお，(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは，契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。），及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p>

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	評価は、標準点（100点）に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除く。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値により行う。 評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000（小数点第4位切捨て）

4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和3年5月26日（水）～6月8日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

7 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月9日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月10日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

8 技術資料提出の日時及び方法

技術資料の提出は原則として電子メールによるものとします。やむを得ない場合、持参または事業者の費用負担による郵送（簡易書留郵便）を認めます。

(1) 電子メールの場合

日 時	令和3年6月9日（水）午前9時～令和3年6月10日（木）午後3時
方 法	技術資料を添付し、次のアドレスへ送信すること。 nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp

(2) 持参の場合

日 時	第1日目 令和3年6月9日(水) 午前9時～正午, 午後1時～午後5時 第2日目 令和3年6月10日(木) 午前9時～正午, 午後1時～午後3時
場 所	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 契約監理課

(3) 郵送の場合

方 法	技術資料を封筒(様式は自由)に入れ,封筒の表に「技術資料在中」と朱書し,簡易書留郵便で送付すること。
日 時	令和3年6月10日(木)の午後5時までに,本市(本庁舎)に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。
あて先	契約監理課

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日 時	令和3年6月11日(金) 午前10時30分を予定	
方 法	開札後,開札結果に応じて,以下の通知書を電子入札システムにより発行するので,その内容を確認し,印刷,保存すること。	
	ア 技術資料の審査等により保留する場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
	ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

(2) 評価値による開札

日 時	令和3年6月18日(金) 午前10時30分を予定	
方 法	開札後,開札結果に応じて,以下の通知書を電子入札システムにより発行するので,その内容を確認し,印刷,保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」

10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ,最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり,技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち,評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは,電子入札システムの抽選機能により,落札候補者を決定する。

11 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。)第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は,無効とします。

(1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり,又は数人共同して入札をしたとき。

- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第201号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

- (1) 物品の名称
神戸市役所本庁舎電気調達
- (2) 予定数量
7,943,000キロワットアワー
- (3) 納入場所
神戸市役所本庁舎
- (4) 納入期限
令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
- (5) 物品の特質等
入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から開札の日までの間

に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電気事業法」という。）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定に基づき電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者。ただし、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者は、入札までに電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けること。
- (5) 環境への負荷の低減を図ることを考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。参加する者は入札説明書をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月10日（木）まで

電子入札システムの稼働時間内（本市の休日を除く，午前9時から午後8時）

イ ただし，添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの，電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は，下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月11日（金）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年7月13日（火） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年7月14日（水） 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年7月14日（水）午前10時まで（書留郵便による入札については，令和3年7月13日（火）午後5時までに本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和3年7月14日（水）午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第11号については、紙入札の場合に限ります。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 入札書と契約単価兼積算内訳表（様式は任意）に割印がないとき。
- (12) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、入札説明書に従って「入札書」に記載された金額が、規則第10条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、予定価格及び「入札書」に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含むものとします。

13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

- (1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年6月11日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

- (2) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

16 その他

この契約は、入札時に「入札書」とともに提出する「契約単価兼積算内訳表」に記載された単価に基づく単価契約とします。

17 Summary

- (1) Contract Content : Electricity to use in Kobe City Hall.
- (2) Quantity : 7,943,000kWh
- (3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 p.m. June 11, 2021.
- (4) Deadline for submitting bids : 10:00 a.m. July 14, 2021.
- (5) Applicants can obtain bid application forms at Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, City of Kobe. 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.
TEL 078-322-5159

神戸市公告第202号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

- (1) 物品の名称
神戸市環境局布施畑環境センター破碎選別施設電気調達
- (2) 予定数量
1,869,000キロワットアワー
- (3) 納入場所
神戸市環境局布施畑環境センター破碎選別施設
- (4) 納入期限
令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
- (5) 物品の特質等
入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
 - (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から開札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
 - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電気事業法」という。）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定に基づき電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者。ただし、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者は、入札までに電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けること。
 - (5) 環境への負荷の低減を図ることを考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。
- 4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階
- 5 入札に参加する者に必要な資格の審査
この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。
- 6 入札説明書の交付期間及び交付方法
- (1) 交付期間
公告の日から令和3年6月9日（水）午後5時まで
 - (2) 交付方法
神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。参加する者は入札説明書をダウンロードしてください。
 - (3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付
神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。
- ア 交付期間
公告の日から令和3年6月9日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- イ 交付場所
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月10日(木)まで

電子入札システムの稼働時間内(本市の休日を除く、午前9時から午後8時)

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月11日(金)まで(本市の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所 神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年7月13日(火) 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年7月14日(水) 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年7月14日(水)午前10時まで(書留郵便による入札については、令和3年7月13日(火)午後5時までに本市(本庁舎)に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。)

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和3年7月14日(水)午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第11号については、紙入札の場合に限ります。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 入札書と契約単価兼積算内訳表（様式は任意）に割印がないとき。
- (12) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、入札説明書に従って「入札書」に記載された金額が、規則第10条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、予定価格及び「入札書」に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含むものとします。

13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

- (1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年6月11日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

(2) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

16 その他

この契約は、入札時に「入札書」とともに提出する「契約単価兼積算内訳表」に記載された単価に基づく単価契約とします。

17 Summary

(1) Contract Content : Electricity to use in Fusehata Fragmented Waste Separation Facility.

(2) Quantity : 1,869,000kWh

(3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 p.m. June 11, 2021.

(4) Deadline for submitting bids : 10:00 a.m. July 14, 2021.

(5) Applicants can obtain bid application forms at Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, City of Kobe. 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

TEL 078-322-5159

神戸市公告第203号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

(1) 物品の名称

神戸市中央卸売市場本場電気調達

(2) 予定数量

11,653,000キロワットアワー

(3) 納入場所

神戸市中央卸売市場本場

(4) 納入期限

令和3年10月1日から令和4年9月30日まで

(5) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子

入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から開札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電気事業法」という。）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定に基づき電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者。ただし、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者は、入札までに電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けること。
- (5) 環境への負荷の低減を図ることを考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。参加する者は入札説明書をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月10日（木）まで

電子入札システムの稼働時間内（本市の休日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(1) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月11日（金）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年7月13日（火） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年7月14日（水） 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年7月14日（水）午前10時まで（書留郵便による入札については、令和3年7月13日（火）午後5時までに本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和3年7月14日（水）午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第11号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) 入札書と契約単価兼積算内訳表（様式は任意）に割印がないとき。

(12) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員のある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(13) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、入札説明書に従って「入札書」に記載された金額が、規則第10条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、予定価格及び「入札書」に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含むものとします。

13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

(1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を

受けることができます。

ただし、令和3年6月11日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

- (2) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

16 その他

この契約は、入札時に「入札書」とともに提出する「契約単価兼積算内訳表」に記載された単価に基づく単価契約とします。

17 Summary

- (1) Contract Content : Electricity to use in Kobe City Central Wholesale Market.
(2) Quantity : 11,653,000kWh
(3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 p.m. June 11, 2021.
(4) Deadline for submitting bids : 10:00 a.m. July 14, 2021.
(5) Applicants can obtain bid application forms at Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, City of Kobe. 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.
TEL 078-322-5159

神戸市公告第204号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

- (1) 物品の名称
神戸市西部処理場電気調達
- (2) 予定数量
13,000,000キロワットアワー
- (3) 納入場所
神戸市西部処理場
- (4) 納入期限
令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
- (5) 物品の特質等
入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から開札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電気事業法」という。）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定に基づき電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者。ただし、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者は、入札までに電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けること。
- (5) 環境への負荷の低減を図ることを考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。参加する者は入札説明書をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）

を除く。)

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月10日（木）まで

電子入札システムの稼動時間内（本市の休日を除く，午前9時から午後8時）

イ ただし，添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの，電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は，下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月11日（金）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年7月13日（火） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年7月14日（水） 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年7月14日（水）午前10時まで（書留郵便による入札については，令和3年7月13日（火）午後5時までに本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和3年7月14日（水）午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第11号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) 入札書と契約単価兼積算内訳表（様式は任意）に割印がないとき。

(12) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(13) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、入札説明書に従って「入札書」に記載された金額が、規則第10条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、予定価格及び「入札書」に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含むものとします。

13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

(1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年6月11日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

(2) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

16 その他

この契約は、入札時に「入札書」とともに提出する「契約単価兼積算内訳表」に記載された単価に基づく単価契約とします。

17 Summary

(1) Contract Content : Electricity to use in Seibu Sewage Treatment Plant.

(2) Quantity : 13,000,000kWh

(3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 p.m. June 11, 2021.

(4) Deadline for submitting bids : 10:00 a.m. July 14, 2021.

(5) Applicants can obtain bid application forms at Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, City of Kobe. 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.
TEL 078-322-5159

神戸市公告第205号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

(1) 物品の名称

神戸市環境局港島クリーンセンター電気調達

(2) 予定数量

336,000キロワットアワー

(3) 納入場所

神戸市環境局港島クリーンセンター

(4) 納入期限

令和3年10月1日から令和4年9月30日まで

(5) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から開札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電気事業法」という。）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定に基づき電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者。ただし、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者は、入札までに電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けること。
- (5) 環境への負荷の低減を図ることを考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。参加する者は入札説明書をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月10日（木）まで

電子入札システムの稼働時間内（本市の休日を除く，午前9時から午後8時）

イ ただし，添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの，電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は，下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月11日（金）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年7月13日（火） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年7月14日（水） 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年7月14日（水）午前10時まで（書留郵便による入札については，令和3年7月13日（火）午後5時までに本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和3年7月14日（水）午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第11号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) 入札書と契約単価兼積算内訳表（様式は任意）に割印がないとき。

(12) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員のある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(13) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、入札説明書に従って「入札書」に記載された金額が、規則第10条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、予定価格及び「入札書」に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含むものとします。

13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等委員会へ苦情の申出をすることがで

きます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

- (1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年6月11日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

- (2) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

16 その他

この契約は、入札時に「入札書」とともに提出する「契約単価兼積算内訳表」に記載された単価に基づく単価契約とします。

17 Summary

- (1) Contract Content : Electricity to use in Minatojima Clean Center.
(2) Quantity : 336,000kWh
(3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 p.m. June 11, 2021.
(4) Deadline for submitting bids : 10:00 a.m. July 14, 2021.
(5) Applicants can obtain bid application forms at Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, City of Kobe. 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.
TEL 078-322-5159

神戸市公告第206号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

- (1) 物品の名称
神戸市環境局西クリーンセンター電気調達
- (2) 予定数量
1,879,200キロワットアワー
- (3) 納入場所
神戸市環境局西クリーンセンター

(4) 納入期限

令和3年10月1日から令和4年9月30日まで

(5) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から開札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電気事業法」という。）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定に基づき電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者。ただし、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者は、入札までに電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けること。

(5) 環境への負荷の低減を図ることを考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。参加する者は入札説明書をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月10日（木）まで

電子入札システムの稼働時間内（本市の休日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月11日（金）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年7月13日（火） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年7月14日（水） 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年7月14日（水）午前10時まで（書留郵便による入札については、令和3年7月13日（火）午後5時までに本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和3年7月14日（水）午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第11号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) 入札書と契約単価兼積算内訳表（様式は任意）に割印がないとき。

(12) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(13) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、入札説明書に従って「入札書」に記載された金額が、規則第10条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、予定価格及び「入札書」に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含むものとします。

13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

(1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年6月11日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

(2) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

16 その他

この契約は、入札時に「入札書」とともに提出する「契約単価兼積算内訳表」に記載された単価に基づく単価契約とします。

17 Summary

(1) Contract Content : Electricity to use in Nishi Clean Center.

(2) Quantity : 1,879,200kWh

(3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 p.m. June 11, 2021.

(4) Deadline for submitting bids : 10:00 a.m. July 14, 2021.

(5) Applicants can obtain bid application forms at Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, City of Kobe. 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.
TEL 078-322-5159

神戸市公告第207号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

(1) 物品の名称

神戸市東部環境センター電気調達

(2) 予定数量

2,236,270キロワットアワー

(3) 納入場所

神戸市東部環境センター

(4) 納入期限

令和3年10月1日から令和4年9月30日まで

(5) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から開札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電気事業法」という。）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定に基づき電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者。ただし、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者は、入札までに電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けること。

(5) 環境への負荷の低減を図ることを考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。参加する者は入

札説明書をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月10日（木）まで

電子入札システムの稼働時間内（本市の休日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月11日（金）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年7月13日（火） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年7月14日（水） 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年7月14日（水）午前10時まで（書留郵便による入札については、令和3年7月13日（火）午後5時までに本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和3年7月14日（水）午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第11号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) 入札書と契約単価兼積算内訳表（様式は任意）に割印がないとき。

(12) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員のある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(13) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、入札説明書に従って「入札書」に記載された金額が、規則第10条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、予定価格及び「入札書」に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含むものとします。

13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

(1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年6月11日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

(2) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

16 その他

この契約は、入札時に「入札書」とともに提出する「契約単価兼積算内訳表」に記載された単価に基づく単価契約とします。

17 Summary

(1) Contract Content : Electricity to use in Tobu Landfill Center.

(2) Quantity : 2,236,270kWh

(3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 p.m. June 11, 2021.

(4) Deadline for submitting bids : 10:00 a.m. July 14, 2021.

(5) Applicants can obtain bid application forms at Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, City of Kobe. 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

TEL 078-322-5159

神戸市公告第208号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

(1) 物品の名称

ア 神戸市東灘区総合庁舎電気調達

- イ 神戸市灘区総合庁舎電気調達
- ウ 神戸市中央区総合庁舎電気調達
- エ 神戸市兵庫区総合庁舎電気調達
- オ 神戸市長田区総合庁舎電気調達
- カ 神戸市須磨区総合庁舎電気調達
- キ 神戸市西区総合庁舎電気調達

ただし、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キは合併入札とします。

(2) 予定数量

- ア 1,210,000キロワットアワー
- イ 778,463キロワットアワー
- ウ 704,774キロワットアワー
- エ 970,000キロワットアワー
- オ 879,205キロワットアワー
- カ 454,882キロワットアワー
- キ 547,417キロワットアワー

(3) 納入場所

- ア 神戸市東灘区総合庁舎
- イ 神戸市灘区総合庁舎
- ウ 神戸市中央区総合庁舎
- エ 神戸市兵庫区総合庁舎
- オ 神戸市長田区総合庁舎
- カ 神戸市須磨区総合庁舎
- キ 神戸市西区総合庁舎

(4) 納入期限

令和3年10月1日から令和4年9月30日まで

(5) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から開札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電気事業法」という。）第2条第1項第3号

に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定に基づき電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者。ただし、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者は、入札までに電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けること。

(5) 環境への負荷の低減を図ることを考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。参加する者は入札説明書をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月10日（木）まで

電子入札システムの稼働時間内（本市の休日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システ

ムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月11日（金）まで（本市の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年7月13日（火） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年7月14日（水） 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年7月14日（水）午前10時まで（書留郵便による入札については、令和3年7月13日（火）午後5時までに本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和3年7月14日（水）午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第11号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 入札書と契約単価兼積算内訳表（様式は任意）に割印がないとき。
- (12) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、入札説明書に従って「入札書」に記載された金額が、規則第10条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、予定価格及び「入札書」に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含むものとします。

13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

- (1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年6月11日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

- (2) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

16 その他

この契約は、入札時に「入札書」とともに提出する「契約単価兼積算内訳表」に記載された単価に基づく単価契約とします。

17 Summary

- (1) Contract Content : A Electricity to use in Higashinada Ward office.
B Electricity to use in Nada Ward office.

- C Electricity to use in Chuo Ward office.
- D Electricity to use in Hyogo Ward office.
- E Electricity to use in Nagata Ward office.
- F Electricity to use in Suma Ward office.
- G Electricity to use in Nishi Ward office.

- (2) Quantity : A 1,210,000kwh
B 778,463kwh
C 704,774kwh
D 970,000kwh
E 879,205kwh
F 454,882kwh
G 547,417kwh

- (3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 p.m. June 11, 2021.
- (4) Deadline for submitting bids : 10:00 a.m. July 14, 2021.
- (5) Applicants can obtain bid application forms at Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, City of Kobe. 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.
TEL 078-322-5159

神戸市公告第209号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

- (1) 件名
神戸市課税システム機器更新端末機器等借上げ
- (2) 数量
一式
- (3) 借入場所
仕様書のとおり
- (4) 借入期間
令和4年1月1日から令和7年12月31日まで
- (5) 賃借物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 本市と同等の都道府県・政令指定都市レベルの地方自治体での同規模のインフラ設計・環境構築の納入実績があること。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書（電子入札用）を、紙入札により参加する者は入札説明書（紙入札用）をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月10日(木)まで

電子入札システムの稼働時間内(本市の休日を除く、午前9時から午後8時)

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月11日(金)まで(本市の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所 神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年7月12日(月) 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年7月13日(火) 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年7月13日(火)午前10時まで(書留郵便による入札については、令和3年7月12日(月)午後5時までに、本市(本庁舎)に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。)

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

9 開札の日時等

(1) 開札日時

令和3年7月13日(火)午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第10号については、紙入札の場合に限ります。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年6月11日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

16 その他

この契約は、1月あたりの単価契約とします。

17 Summary

- (1) Subject matter of the contract : A lease contract for device update of Taxation system.
- (2) Quantity : Set.
- (3) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5:00 P.M. June 11, 2021.
- (4) The date and time for the submission of tenders : 10:00 A.M. July 13, 2021.
- (5) A contract point where tender documents are available : Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

神戸市公告第210号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

- (1) 件名
令和3年度神戸市立神港橋高等学校コンピュータシステム等借上げ
- (2) 数量
一式
- (3) 借入場所
仕様書のとおり
- (4) 借入期間
令和3年9月1日から令和8年8月31日まで
- (5) 賃借物品の特質等
入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- 4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階
- 5 入札に参加する者に必要な資格の審査
この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。
- 6 入札説明書の交付期間及び交付方法
- (1) 交付期間
公告の日から令和3年6月9日（水）午後5時まで
 - (2) 交付方法
神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書（電子入札用）を、紙入札により参加する者は入札説明書（紙入札用）をダウンロードしてください。
 - (3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付
神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。
 - ア 交付期間
公告の日から令和3年6月9日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - イ 交付場所
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階
 - ウ 交付方法
無料交付
- 7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所
- (1) 電子入札による場合
 - ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月10日（木）まで
電子入札システムの稼働時間内（本市の休日を除く、午前9時から午後8時）
 - イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月11日（金）まで（本市の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年7月12日（月） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年7月13日（火） 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年7月13日（火）午前10時まで（書留郵便による入札については、令和3年7月12日（月）午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。）

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

9 開札の日時等

(1) 開札日時

令和3年7月13日（火）午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第10号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

13 特定調達契約の手續において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年6月11日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

16 その他

この契約は、1月あたりの単価契約とします。

17 Summary

- (1) Subject matter of the contract : A lease contract for computer systems for use in Shinkotachibana high school.
- (2) Quantity : Set.
- (3) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5:00 P.M. June 11, 2021.
- (4) The date and time for the submission of tenders : 10:00 A.M. July 13, 2021.

- (5) A contract point where tender documents are available : Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

神戸市公告第211号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度神戸市立工業高等学校コンピュータシステム等借上げ

(2) 数量

一式

(3) 借入場所

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和3年9月1日から令和8年8月31日まで

(5) 賃借物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書（電子入札用）を、紙入札により参加する者は入札説明書（紙入札用）をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月10日（木）まで

電子入札システムの稼働時間内（本市の休日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記（2）によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月11日（金）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年7月12日(月) 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年7月13日(火) 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年7月13日(火)午前10時まで(書留郵便による入札については、令和3年7月12日(月)午後5時までに、本市(本庁舎)に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。)

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

9 開札の日時等

(1) 開札日時

令和3年7月13日(火)午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第10号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年6月11日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

16 その他

この契約は、1月あたりの単価契約とします。

17 Summary

(1) Subject matter of the contract : A lease contract for computer systems for use in Technical high school.

(2) Quantity : Set.

(3) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5:00 P.M. June 11, 2021.

(4) The date and time for the submission of tenders : 10:00 A.M. July 13, 2021.

(5) A contract point where tender documents are available : Contract

Administration Division, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

神戸市公告第220号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）

第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第11条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
介護保険システム運用保守業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市福祉局介護保険課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 神戸支店
支店長 本田 正昭
神戸市中央区雲井通7丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
138,811,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。

神戸市公告第221号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第11条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
介護保険システム機種更新に係るシステム移行作業一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市福祉局介護保険課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 神戸支店

支店長 本田 正昭

神戸市中央区雲井通7丁目1番1号

5 随意契約に係る契約金額

234,511,200円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。

神戸市公告第222号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

1 随意契約に係る特定役務の名称

国民健康保険システム機器更改にともなう構築作業

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市福祉局国保年金医療課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan株式会社 兵庫支社

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号

5 随意契約に係る契約金額

98,897,590円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合であって、当該調達の相手方が特定されているため。

神戸市公告第223号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。)第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則(昭和39年3月31日規則第120号。)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
社会保障・税番号制度対応による福祉情報システム改修
令和3年度保守業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市福祉局くらし支援課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社野村総合研究所
代表取締役社長 此本 臣吾
東京都千代田区大手町1丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
59,895,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。

神戸市公告第224号

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
神戸市西区押部谷町栄字北萬覚217番の一部、218番の一部、219番の一部、220番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市西区押部谷町栄651番地
栗林 安則
- 3 許可番号

令和2年8月25日 第7054号

(変更許可 令和3年4月15日 第1444号)

神戸市公告第225号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

- 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市灘区篠原字伯母野山996番33，996番216の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府交野市私部西1丁目1番17号
株式会社アールホーム
代表取締役 山本 良兵
- 許可番号
令和元年11月27日 第6996号
(変更許可 令和3年5月11日 第1449号)

神戸市公告第226号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

- 設置する都市公園
(1) 名称，位置及び区域

名称	位置	区域	備考
頭谷西小公園	伊川谷町有瀬字頭谷	神戸市建設局公園部管理課備付けの図面のとおりに	

- 供用開始の年月日
令和3年6月8日

神戸市公告第227号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸

市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税収滞納システムの運用保守業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局税務部税務課
神戸市長田区二葉町5丁目1番32号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 神戸支社
神戸支社長 中田洋介
神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
98,890,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第228号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
課税システムの運用保守業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局税務部税務課
神戸市長田区二葉町5丁目1番32号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 神戸支店
神戸支店長 本田正昭
神戸市中央区雲井通7丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
190,176,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第229号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
課税システムの次期機器更新業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局税務部税務課
神戸市長田区二葉町5丁目1番32号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 神戸支店
神戸支店長 本田正昭
神戸市中央区雲井通7丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
321,288,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由

既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第230号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
課税システムの再構築に係る要件定義等支援業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局税務部税務課
神戸市長田区二葉町5丁目1番32号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ITbook株式会社
代表取締役 恩田饒
東京都港区虎ノ門3丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
40,040,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第231号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年6月8日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区青山台5丁目1077番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都西東京市北原町3丁目2番22号
株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行
- 3 許可番号
令和2年12月2日 第7080号
変更許可番号
令和3年1月5日 第1424号
変更許可番号
令和3年5月10日 第1447号

神戸市公告第232号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年 月 日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市須磨区菅の台3丁目14番1, 14番5, 14番6, 14番7, 14番8, 14番9, 14番10, 竜が台5丁目15番15, 16番, 17番1, 17番2, 17番3, 17番4, 17番5, 17番6の内6工区
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号
神鋼不動産株式会社
代表取締役 藤野 悦郎
大阪市北区芝田一丁目1番4号 阪急ターミナルビル内
阪急阪神不動産株式会社
代表取締役 諸富 隆一
- 3 許可番号
平成28年10月24日 第6734号
(変更許可 平成29年3月2日 第1294号)
(変更許可 平成31年2月15日 第1328号)

消 防 局**消防告示第1号**

神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）第12条の2第1項第1号の規定に基づき、消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものの基準を次のとおり定める。

令和3年6月8日

神戸市消防長 鍵 本 敦

次の1から5までを満たすもの。

- 1 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0ミリメートル以上、または鋼板で2.3ミリメートル以上であること。
- 2 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。
- 3 筐体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約122キログラム以下であること。
- 4 蓄電池が内蔵されていないこと。
- 5 太陽光発電設備が接続されていないこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

水 道 局**神戸市水道公告第11号**

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水規程第9号。以下「規程」という。）第21条の7第1項において読み替える規程第6条及び規程第21条の7第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月24日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

1 入札に付する事項**(1) 件名**

神戸市水道局インターネット開閉栓受付システム再構築業務

(2) 履行場所

ア 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎4号館7階

イ 落札事業者事業所

ウ 本市のデータセンター内

(3) 履行（契約）期間

契約締結日から令和4年9月30日まで

(4) 調達内容

調達内容の詳細については入札説明書等（特例政令第8号に規定する文書をいう。以下同じ。）を参照してください。

(5) 入札方式

紙による入札とします。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行います。

総合評価は、技術点（仕様書等で要求する機能等の評価）と価格点（入札金額の評価）の合計点によるものとします。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格は、下記の(1)から(7)までの要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札参加資格確認申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生計画許可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 本市情報化総括責任者補佐官（CIO補佐官）が現に属する、又は過去2年間に属した事業者等でないこと。
- (5) 「神戸市ICTガバナンス支援業務」を受託していない、若しくは受託している者と資本関係のないこと。
- (6) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同企業体（対象業務を共同して行うことを目的として3社以内の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができます。その場合、入札書類提出時まで共同企業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとします。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係る全ての責任を負います。また、共同企業体の構成員は上記(1)(2)(3)(4)(5)の要件をすべて満たす必要があります。また、共同企業体の代表者及び構成員は、共同企業体の結成に関する届出書を作成し、提出すること。
- (7) 業務の一部再委託（再々委託を含む。）する場合は、提案書に再委託を行う業務の内容及び委託予定先を記載し、契約時に本市の承認を求めること。但し、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託、及び三階層以上の再委託については認めない。なお、本市が再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや、再委託先からの請求の受理あるいは再委託先への直接の支払いを行うことはありません。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

この入札に参加する者に必要な資格の確認の申請書の配布及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

4 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和3年5月24日（月）から令和3年6月7日（月）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎4号館7階

神戸市水道局お客さまサービス課（電話078-322-5885）

(3) 交付方法

無償で直接交付とします。事前に電話連絡をしてください。

5 入札に参加する者に必要な資格の確認の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎4号館7階

神戸市水道局お客さまサービス課（電話078-322-5885）

(2) 提出方法

持参または郵送・宅配とします。郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、書留等受取記録が残る方法で送付すること。

(3) 提出期間

持参の場合は、令和3年5月24日（月）から令和3年6月7日（月）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

事前に担当課に電話連絡のうえ持参すること。

郵送・宅配の場合は、令和3年6月7日（月）午後4時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。事前に担当課に電話連絡のうえ、書留郵便で送付すること。

6 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎4号館7階

神戸市水道局お客さまサービス課（電話078-322-5885）

7 入札書等の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎4号館7階

神戸市水道局お客さまサービス課（電話078-322-5885）

(2) 提出方法

持参または郵送・宅配とします。郵送・宅配の場合は、書留等受取人記録が残る方法にて、指定する提出時間内に指定する提出場所に必着とし、入札書、提案書等の必要書類を提出すること。提出内容の詳細は入札説明書によります。同一の事業者（入札説明書に示す関連事業者を含む。）が複数の提案をすることは認められません。

(3) 提出期間

持参の場合は、令和3年6月18日（金）から令和3年7月2日（金）まで（神戸市の休日を含める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

事前に担当課に電話連絡のうえ持参すること。

郵送・宅配の場合は、令和3年7月2日（金）午後4時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。事前に担当課に電話連絡のうえ、書留郵便で送付すること。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和3年8月20日（金）

(2) 場所

神戸市役所本庁舎4号館8階（神戸市中央区加納町6丁目5番1号） 会議室

9 入札参加資格・入札説明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

ア 入札参加資格及び入札説明書（落札者決定基準に関するものを除く）に関する質問

令和3年5月24日（月）から令和3年6月2日（水）まで（神戸市の休日を含める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 落札者決定基準及び仕様書等の質問

令和3年5月24日（火）から令和3年6月15日（火）まで（神戸市の休日を含める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 質問受付及び回答の方法

質問がある場合は、質問書により電子メールで提出してください。電話、来訪などによる口頭での質問は受け付けません。アの質問については、質問受付後、随時質問者に回答します。イの質問については、事業者が特定できる情報を除いた要旨とそれに対する本市の回答をその時点での応札予定者（入札説明書等を受け取った者または入札参加資格確認申請を行った者）全員に一斉回答します。質問受付締め切り後は、仕様書の内容その他入札に影響を与える質問には一切回答しません。また、本市の回答は入札説明書等を補足する効力を持つものとしません。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書、提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市が指定した様式以外の入札書により入札したとき。

- (9) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他の訂正の容易な筆記用具により入札書に記載したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

なお、本市により入札参加する者に必要な資格があることを確認された者であっても、落札者の決定から契約締結までの間において神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置若しくは取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を受けている者等、第2項第1号に掲げる資格のない者に該当した入札は無効とする。その場合、予定価格の範囲内で定量化審査における「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがあります（地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約）。

11 落札者決定基準

入札金額及び提案内容をもとに価格点及び技術点を算出し、その合計点数を総合評価点数として、最も高い者を落札者とします。

(1) 評価項目と配点

技術点	仕様書にて要求している内容の実現性、性能及び事業者の幅広い能力、ノウハウ等の技術力、提案力等。 (配点内訳) 【提案書】		
	1 全体方針	160点	780点
	2 セキュリティ項目	50点	
	3 システムの機能	340点	
	4 プロジェクト管理	30点	
	5 保守・運用	140点	
	6 その他	30点	
	7 地元加算	30点	
価格点			
合計評価点			1,080点

(2) 落札者の決定基準

ア 入札価格が、本市が定める上限の範囲内であり、入札説明書等に定めるところにより算出された技術点と価格点の合計点がもっとも高いものを落札者とします。

イ アによる最高得点者が複数ある場合は、そのうち技術点の最も高い者を落札者とします。さらに、技術点の最高得点者も複数ある場合は、くじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本市の職員にくじを引かせて落札者を決定します。

12 特定調達契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加

- (1) 第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加

する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

- (2) 特定調達契約に限定した入札参加資格の登録は、行財政局契約監理課（神戸市役所本庁舎1号館2階）にて随時受け付けしています。入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。
- (3) 本入札に参加する場合には、令和3年6月7日（月）の午後4時までに申請する必要があります。

14 入札保証金

規程第12条第2号の規定により免除します。

15 Summary

- (1) Contract Content : Kobe City Waterworks Online Service Management System
- (2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 4 : 00 P.M. June 7, 2021
- (3) Deadline for submitting bids : 4 : 00 P.M. July 2, 2021
- (4) A contact point where tender documents are available : Consumer Services Division, Waterworks Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano - cho, Chuo - ku, Kobe 650 - 8570, Japan. TEL 078-322-5885

神戸市水道公告第13号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工事名	垂水（塩屋北町）配水管取替工事その3
工事場所	神戸市垂水区塩屋北町3,4丁目
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	布設延長：φ50-192.2m, φ75-110.9m, φ100-548.2m, φ150-201.5m 撤去延長：φ100-533.7m, φ150-514.2m
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
----	------

建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A、B、C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
施工実績	水道管開削工事（他都市含めCORINS登録のある工事）を平成23年度以降に完成させた施工実績があること。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。 ただし、等級が土木A又はBのものは施工実績の提出は不要とする。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月26日（水）～6月8日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年6月9日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月10日（木）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより，当該入札案件を検索の後，当該入札案件について「入札書」を送信した後，「入札書」，「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し，印刷，保存すること。なお，「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年6月11日（水）午前10時30分
方法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市水道公告第16号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号。以下「規程」という。）第21条の14の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月8日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 落札に係る物品の名称

管路情報システム整備業務及び給水設計台帳システム保守業務

データ更新業務 一式

システム運用支援及びシステム構築業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市水道局配水課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

コンピューターシステム株式会社

代表取締役 大塚 忠

松山市一番町3丁目2番地11

5 落札金額

44,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

事項の理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべきものがないため、同項に規定する者を契約の相手方とし、当該システムは、委託予定業者が事業撤退することに伴い、事業移管をうけた同業者が技術及び資料の継承し、本業務に必要な高度な専門的知識を有する唯一の業者であるためです。

交 通 局

神戸市交通公告第7号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の5第1項において読み替える規程第4条及び規程第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

1 入札に付する事項

(1) 件名

軌道変位モニタリングシステム開発業務

(2) 数量

一式

(3) 納入場所

神戸市須磨区西落合2丁目3-1 神戸市交通局 名谷車両基地

(4) 納入期限

令和6年3月31日

(5) 業務の概要

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下、「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 直近の事業年度における売上高が10億円以上であること。

(5) 鉄道事業者に対して、軌道変位モニタリングシステムと同等以上の機能を有する装置を納入した実績があること。

(1)～(3)に掲げる入札参加資格については、審査の申請の受付期間の最終日までに満たすことが必要であり、かつ、申請の受付期間の最終日から引き続き落札決定の日まで継続して満たしていることが必要です。

4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局経営企画課（電話番号078-984-0104）

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号（郵便番号652-0855）

御崎Uビル3階

5 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

6 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

7 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書（電子入札用）を、紙入札により参加する者は入札説明書（紙入札用）をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和3年6月9日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

ウ 交付方法

無料交付

8 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の翌日から令和3年6月10日（木）まで

電子入札システムの稼働時間内（本市の休日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間

公告の日の翌日から令和3年6月11日（金）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

9 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

10 入札書の提出期間等，提出場所及び提出方法

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年7月12日（月） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年7月13日（火） 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年7月13日（火）午前10時まで（書留郵便による入札については，令和3年7月12日（月）午後5時までに，本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。）

イ 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

11 開札の日時等

(1) 開札日時

令和3年7月13日（火）午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

12 入札保証金

規程第7条第2号の規定により免除します。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。ただし，第1号から第5号及び第8号から第10号については，紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において，委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札をしたとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆，シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者が入札は無効とはなりません。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

14 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規程第10条の規定により定めた予定価格（以下「予定価格」という。）の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により、予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者の価格によっては、「低入札価格調査手続要綱」（平成30年3月19日行財政局長決定）に基づき、他の入札者を落札者とすることがあります。

15 特定調達契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

16 その他

- (1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年6月11日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

- (2) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

17 Summary

Subject matter of the contract : Development of Track irregularity monitoring system

Quantity : 1set.

- (3) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5:00 P.M. June 11, 2021.

- (4) The date and time for the submission of tenders : 10:00 A.M. July 13, 2021.

- (5) A contract point where tender documents are available : Contract

Administration Division, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

神戸市交通公告第12号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月26日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 入札に付する事項

工 事 名	和田岬駅照明設備改修工事
工事場所	神戸市兵庫区上庄通2丁目
完成期限	令和3年11月30日
工事概要	神戸市営地下鉄海岸線和田岬の照明器具の更新及びコンコース部分の調光制御対応
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	電気一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した</p>

工事を除く。), 及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
 ※なお, (2)(3)(4)中の「開札予定日」は, 事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」, 事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
 神戸市行財政局契約監理課 (電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については, 入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月26日(水)～6月8日(火) 土曜, 日曜, 休日を除く, 電子入札システムの稼働時間内 (午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月9日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月10日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより, 当該入札案件を検索の後, 当該入札案件について「入札書」を送信した後, 「入札書」, 「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し, 印刷, 保存すること。なお, 「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月11日(金) 午前10時30分
方 法	開札後, 開札結果に応じて, 以下の通知書を電子入札システムにより発行するので, その内容を確認し, 印刷, 保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程(昭和51年8月交規程第15号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は, 無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり, 又は数人共同して入札をしたとき。

- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見るすることができます。

教育委員会

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月24日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会規則第4号

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則

神戸市就学援助規則（平成12年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(援助費の支給及び委任) 第7条 [略] 2 [略] 3 <u>教育長は、別表10の項の給食費について、現物をもって支給するものとする。</u> 4 [略]	(援助費の支給及び委任) 第7条 [略] 2 [略] 3 <u>被認定者は、別表10の項の給食費について、請求、受領及び執行を、被認定者の児童又は生徒の在学する学校の学校長に委任するものとする。</u> 4 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の神戸市就学援助規則第7条第3項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

人事委員会

採用試験（選考）案内

令和3年度神戸市育児休業代替任期付職員

採用予定日 令和3年10月1日以降随時

第一次試験 令和3年8月1日（日）

受付期間 インターネット：令和3年6月18日（金）～令和3年7月15日（木）正午
郵送：令和3年6月18日（金）～令和3年7月15日（木）消印有効

問い合わせ先 神戸市人事委員会事務局任用課 電話：(078) 322-5823

採用試験案内

令和3年度神戸市会計年度任用職員（特定事務）

採用予定日 令和4年4月1日

第一次試験 令和3年8月1日（日）

受付期間 インターネット：令和3年6月18日（金）～令和3年7月15日（木）正午
郵送：令和3年6月18日（金）～令和3年7月15日（木）消印有効

問い合わせ先 神戸市人事委員会事務局任用課 電話：(078) 322-5823

監査委員

監査公表第3号

令和3年6月8日

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	沖久正留

監査公表

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項の規定に基づき、市長等から監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置等について通知があったので、同項の規定により、下記の内容について別紙のとおり公表します。

記

令和2年度財務定期監査(2)

文化スポーツ局、福祉局（保険年金関連）、区役所（保険年金関連）、

建設局，港湾局，区役所（総務部関連），内部統制

令和2年度包括外部監査

水道事業会計及び工業用水道事業会計の経営に係る事業の管理並びに
一般財団法人神戸市水道サービス公社の出納その他の事務の執行について

令和2年度財政援助団体等監査(2)

タイムズグループ共同事業体
日本管財株式会社
神戸電鉄・ミズノ運営共同事業体

令和2年度工事定期監査及び出資団体工事監査(2)

建設局，建築住宅局，神戸新交通株式会社

平成30年度財務定期監査(3)

内部統制の実施状況（行財政局総務部総務課監察係）

令和元年度財務定期監査(3)

内部統制の実施状況，行財政局税務部，保健福祉局

平成30年度行政監査

文書管理について

平成30年度包括外部監査

債権管理について

令和元年度包括外部監査

自動車事業会計の経営に係る事業の管理、
並びに神戸交通振興株式会社の出納その他の事務の執行について

平成30年度財政援助団体等監査(1)

公益財団法人神戸市民文化振興財団
神戸市立灘区民ホール指定管理者

令和元年度財政援助団体等監査(2)

（公財）神戸市スポーツ協会・（公財）神戸YMCA・
アシックスジャパン（株）共同企画
（公財）神戸市スポーツ協会・アシックスジャパン（株）共同企画
（公財）神戸市スポーツ協会・（株）加藤商会・アシックスジャパン（株）共同企画
（公財）神戸市スポーツ協会・（株）神戸国際会館・アシックスジャパン（株）共同企画
公益財団法人神戸市公園緑化協会
神戸市公園緑化協会・神戸市造園協力会グループ
神戸リゾートサービス株式会社
一般財団法人神戸みよりの公社

訂 正

令和3年6月1日付け神戸市公報第3710号について、誤りがありましたので、次のとおり訂

正します。

(1961ページ 目次)

誤 監査委員会

正 監査委員

(2033ページ 監査公表第2号)

誤 監査委員会

正 監査委員

(2034ページ 監査公表第2号)

誤 例月出納検査

令和2年10, 11, 12月分・・・・・・・・検査報告第1号

正 空白